

衆議院

厚生労働委員会 議 録 第 六 号

平成二十三年十二月七日(水曜日)

午前八時四十二分開議

出席委員

委員長 池田 元久君

理事 岡本 充功君

理事 長妻 昭君

理事 和田 隆志君

理事 田村 憲久君

理事 石森 久嗣君

理事 稲富 修二君

理事 工藤 仁美君

理事 白石 洋一君

理事 竹田 光明君

理事 長尾 敬君

理事 橋本 勉君

理事 樋口 俊一君

理事 藤田 一枝君

理事 三宅 雪子君

理事 宮崎 岳志君

理事 山崎 摩耶君

理事 あべ 俊子君

理事 菅原 一秀君

理事 谷畑 孝君

理事 長勢 甚遠君

理事 松本 純君

理事 高橋千鶴子君

理事 柿澤 未途君

中根 康浩君

柚木 道義君

加藤 勝信君

古屋 範子君

石山 敬貴君

大西 健介君

齊藤 進君

田中美絵子君

玉木 朝子君

仁木 博文君

初鹿 明博君

福田衣里子君

牧 義夫君

水野 智彦君

山口 和之君

吉田 統彦君

鴨下 一郎君

棚橋 泰文君

永岡 桂子君

松浪 健太君

坂口 力君

阿部 知子君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房年金 今別府敏雄君
管理審議官)

政府参考人
(厚生労働省職業安定局派 生田 正之君
遣・有期労働対策部長)

参考人
(労働政策審議会会長 諏訪 康雄君
厚生労働委員会専門員 佐藤 治君)

委員の異動
十二月七日

辞任

水野 智彦君

江田 憲司君

同日

辞任

石山 敬貴君

柿澤 未途君

補欠選任

石山 敬貴君

柿澤 未途君

同日

補欠選任

水野 智彦君

江田 憲司君

十二月五日

てんかんのある人とその家族の生活を支えるこ
とに関する請願(玉木朝子君紹介)(第五九七号)

労働者派遣法抜本改正を求めることに関する請
願(高橋千鶴子君紹介)(第五九八号)

窓口負担を軽減し、保険のきく範囲を広げお金
の心配がない保険でよい歯科医療の実現を求め
ることに関する請願(磯谷香代子君紹介)(第五
九九号)

同(仁木博文君紹介)(第六〇〇号)

同(阿部知子君紹介)(第六四九号)

同(石川知裕君紹介)(第六五〇号)

同(大西健介君紹介)(第六五一号)

同(大山昌宏君紹介)(第六五二号)

同(岡本充功君紹介)(第六五三号)

同(笠井亮君紹介)(第六五四号)

同(亀井静香君紹介)(第六五五号)

同(川口浩君紹介)(第六五六号)

同(穀田恵二君紹介)(第六五七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第六五八号)

同(志位和夫君紹介)(第六五九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六六〇号)

同(重野安正君紹介)(第六六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六六二号)

同(照屋寛徳君紹介)(第六六三号)

同(中島隆利君紹介)(第六六四号)

同(永江孝子君紹介)(第六六五号)

同(仁木博文君紹介)(第六六六号)

同(初鹿明博君紹介)(第六六七号)

同(樋口俊一君紹介)(第六六八号)

同(宮崎岳志君紹介)(第六六九号)

同(宮本岳志君紹介)(第六七〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第六七一号)

同(吉田統彦君紹介)(第六七二号)

同(磯谷香代子君紹介)(第六七八号)

同(佐藤ゆうこ君紹介)(第六七九号)

同(服部良一君紹介)(第六七〇号)

同(松本龍君紹介)(第六七二号)

同(森山浩行君紹介)(第六七二二号)

同(渡部恒三君紹介)(第六七二三号)

同(保育・幼児教育・子育て支援・児童保育施策の
拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第六八〇一
号)

同(笠井亮君紹介)(第六〇二号)

同(小泉龍司君紹介)(第六〇三号)

同(穀田恵二君紹介)(第六〇四号)

同(志位和夫君紹介)(第六〇五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六〇六号)

同(宮本岳志君紹介)(第六〇七号)

同(吉井英勝君紹介)(第六〇八号)

同(吉泉秀男君紹介)(第六〇九号)

同(阿部知子君紹介)(第六七三三号)

同(笠井亮君紹介)(第六七四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第六七五号)

同(志位和夫君紹介)(第六七六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六七七号)

同(菅原一秀君紹介)(第六七八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六七九号)

同(玉城デニ君紹介)(第六八〇号)

同(永岡桂子君紹介)(第六八一号)

同(宮本岳志君紹介)(第六八二二号)

同(平井たぐや君紹介)(第六八四号)

同(仁木博文君紹介)(第六一〇号)

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めるこ
とに関する請願(志位和夫君紹介)(第六一一号)

安心して受けられる医療の実現を求めることに
関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第六八三三号)

同(笠井亮君紹介)(第六八四号)

同(亀井静香君紹介)(第六八五号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第六八六号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六八七号)

同(佐藤ゆうこ君紹介)(第六八八号)

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護
の実現に関する請願(玉置公良君紹介)(第六八
八号)

患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安
心して受けられる医療・介護の実現に関する請
願(宮本岳志君紹介)(第六七二三号)

健康保険で歯科治療が受けられるよう保険のき
く範囲の拡大を求めることに関する請願(岡本
充功君紹介)(第六七四号)

社会保障の充実に関する請願(志位和夫君紹介
(第六七五号)

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

(竹内譲君紹介)(第七一六号)
患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現を求めることに関する請願(宮本岳志君紹介)(第七一七号)は本委員会に付託された。

十二月五日

家族・地域社会の変容期における社会福祉施設の役割と課題に関する陳情書(福岡県北九州市戸畑区汐井町一の六西田稔夫)(第六三三号)
勤務医の就労環境改善に関する陳情書(東京都文京区本駒込二の二八の一六原中勝征)(第六四号)
子供とともに歩む「社会的養護」を目指すことに関する陳情書(名古屋市中区三の九の一四の二河合良房)(第六五号)
国民健康保険制度の抜本的改革等に関する陳情書外一件(高知市本町五の一の四五岡崎豊外一名)(第六六号)
自治体病院事業に対する財政支援の充実強化等に関する陳情書(福岡県北九州市小倉北区城内の一の佐々木健五)(第六七号)
受診時定額負担及びT P P参加に関する陳情書外二件(和歌山市南汀丁一八柏井洋臣外二名)(第六八号)
受診時定額負担の導入反対に関する陳情書(茨城県筑西市木戸三三二原中勝征外二百三十三万六千九百九十九名)(第六九号)
障害者自立支援法を廃止し、障害者の意見を最大限尊重し、その権利を保障する総合的な福祉法制定等を求めることに関する陳情書(東京都千代田区霞が関の一の三三都宮健児)(第七〇号)
地域医療の確保に関する陳情書(鹿児島市山下町一一の一上門秀彦)(第七一号)
乳幼児医療費助成制度の充実強化等に関する陳情書(仙台市青葉区国分町三の七の一佐藤正昭)(第七二号)
保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着対策

の推進を求めることに関する陳情書(横浜市中区日本大通一持田文男)(第七三三号)
労働者派遣法の抜本的改正のための早期審議入りを求めることに関する陳情書(広島市中区上八丁堀二の六六水中誠三)(第七四号)
同日

介護職員等の処遇改善のための措置を求める意見書(群馬県議会)(第二〇一五号)
機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書(長野県岡谷市議会)(第二〇一二号)
子どもに対する手当に関する意見書(埼玉県川口市議会)(第二〇一三三号)
「受診時定額負担」の導入に反対する意見書(秋田県議会)(第二〇一四号)
受診時定額負担の導入に反対する意見書(京都市議会)(第二〇一五号)
通所サービス等利用促進事業の継続を求める意見書(三重県議会)(第二〇一六号)
定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書(京都市議会)(第二〇一七号)
妊産婦と胎児等に対する支援の充実に関する意見書(東京都中央区議会)(第二〇一八号)
年金受給資格期間の短縮を求める意見書(京都市議会)(第二〇一九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出 第七十四回国会 閣法第六〇号)

○池田委員長 これより会議を開きます。
第七十四回国会、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の

整備等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案につきましては、第七十四回国会及び第七十六回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○池田委員長 この際、本案に対し、岡本充功君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。
提出者より趣旨の説明を聴取いたします。田村憲久君。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○田村(憲)委員 ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
修正の趣旨は、第一に、労働者派遣が禁止される日雇い労働者とは、日々または三十日以内の期間を定めて雇用される労働者をいうこととする。同時に、日雇い派遣労働の禁止の例外として、雇用機会の確保が特に困難であると認められる労働

者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合等を追加すること。

第二に、違法派遣の場合の派遣先の派遣労働者に対する労働契約申し込みなし規定の施行期日を、この法律の施行日から起算して三年を経過した日とすること。

第三に、物の製造業務派遣の原則禁止規定を削除すること。

第四に、いわゆる登録型派遣の原則禁止規定を削除すること。

第五に、政府は、この法律の施行後、いわゆる登録型派遣、物の製造業務派遣等のあり方について、速やかに検討を行うものとする。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○池田委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○池田委員長 この際、お諮りいたします。
原案及び修正案審査のため、本日、参考人として労働政策審議会会長諏訪康雄君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として厚生労働省大臣官房年金管理審議会官今別府敏雄君、職業安定局派遣・有期労働対策部長生田正之君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第二局長川滝豊君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○池田委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤勝信君。

○加藤(勝)委員 おはようございます。自由民主党の加藤勝信でございます。
このいわゆる労働者派遣法の改正、思い出しま

すと、昨年の通常国会、二十二年の四月に、いわば強行的な趣旨説明から始まって、その後、二転三転しながら、最後の質疑が資料によると昨年の五月二十八日、それから一年半たっているわけでございます。

私ども、当時も中身については問題が多いという立場でありましたけれども、逆に、こうした法案がそのまま残っているということがいろいろな意味で労働市場にもいろいろな影響を与えている、こういうことを強く懸念していたわけでありまして、きょうは、そういう意味で、こういう議論ができるというのも一つの契機を迎えている、こういうふうに思うわけでありまして。

まず、この間の派遣労働者の状況、お手元に資料を用意させていただきました。二十年六月というのは、ちょうどリーマン・ショックの前でございます。それから、一番後ろが二十三年六月、最近時点です。毎年一回しかこういう報告は出ておりません。この間に二十一年、二十二年もございすけれども、二十年と二十三年だけお手元にございす。

まず、総数であります。二百二万おられた全体の派遣労働者の数が百二十二万になっておられるということでもあります。それから、ちよつと見にくくて恐縮ですが、黒塗りをしているところでございます。これがこの改正案の規制対象と言われている部分、二十万人と二十四万、足して四十四万の方が、二枚目はちよつと薄いんですが、二十九万ということで、十五万減っているということでもあります。

しかし一方で、常用型を見ると、この一番左側の縦軸であります。百十五万いた方が七十五万ということと四十万人減っている。さらには、当時言われていた、製造業でも常用雇用なら残りますよと言われた部分が、三十五万が十三万になっているということとありますから、これはいろいろな意味で状況が大きく変わっているわけでありまして、人数的にも激減をしているわけでありま

結果的にこの激減された方々はどこかで雇用を求めているわけでありますけれども、こういう方々が一体どういう形で次の雇用につながっていったのか、その辺をどう分析されているのか、まず厚生労働大臣にお伺いしたいと思ひます。

○小宮山国務大臣 今委員が御紹介いただいたように、毎年六月一日現在で派遣労働者数を把握しています。平成二十年で二百二十万人でして、二十一年で二百五十七万人、二十二年で二百四十五万人、そして二十三年の速報値では二百二十万人と、減少傾向であるのは事実でございます。平成二十年まで増加傾向にあった派遣労働者が二十一年度以降減少に転じている、これは、平成二十年秋にリーマン・ショックがございましたので、全体的に経済社会情勢が変化をしたことを受けて減少しているのではないかと考えられます。

提案中の労働者派遣法改正案と派遣労働者の数の傾向との関係については、明確ではないというふうに考えています。

お尋ねの、減少した労働者がいわゆる正社員となつたかどうかのデータというのは、正確には把握をしていないんですが、平成二十三年の就労条件総合調査によりますと、三年前から現在までの間に派遣労働者を活用していた業務を自社の従業員で実施するようにした企業、その割合はおおよそ二割となっております。

いずれにしても、この法案は労働者の生活の安定のために必要でございますので、ぜひ、与野党で御議論いただいて、早期に成立をさせていただければと考えているところでございます。

○加藤(勝)委員 今の御答弁を聞きますと、どういう形の雇用になつたのかということについて、いわゆるサンプル的なものも含めて分析も調査もされていないということとあります。当時の議論で、では、どこへ行くんですかと。しかし、労働需要がある限りは何らかの形で、特に直接雇用等になり得ますよ、こういう認識が当時の鳩山総理あるいは長妻大臣等々から再三再四示されたわけでありますけれども、大臣、今、空

洞化という言葉が大変指摘をされております。今の状況においても、まさに労働需要は、要するに、雇用する形態が制約を受けても、そこに労働需要はそのまま存在し、違う形に転換する、こういうふうな御認識は持っておられますか。

○小宮山国務大臣 そのところがなかなかうまく転換がいかないのが今の現状だという問題認識は持っております。

○加藤(勝)委員 いずれにしても、こういう議論というのは、きちんと分析をして評価をし、ある程度の仮説を立てながら実際にしていき、そして、その仮説が合えば効果が出たということでしょうし、違えばまた変更していく、そういうきちんとした積み重ねをしないと、やはり思い込みで進めることは大変に危険だということを指摘させていただきたいと思ひます。

他方で、被災地、東日本大震災における失業というのは大変大きな問題でございますが、その被災地において、例えば政府が進めております就労支援事業あるいは雇用創出事業等々について、いわゆる派遣事業者がそれを受託して、さまざまな形で雇用につなげていく、あるいは、民間の方々の雇用についても、これは割と日雇い派遣みたいなものの中には含まれていると聞いておりますけれども、それがまさに被災地における雇用に結びついている、こういう新聞報道等があります。大臣は、その辺をどう認識されておられますか。

○牧副大臣 被災地における雇用の受け皿をしっかりとつくりたいかなければいけないという認識のもとで、その時点時点での対応があるかと思ひます。とりわけ震災直後、当時の細川厚生労働大臣の判断もあり、派遣先も含めて雇用の受け皿をしっかりと掘り起こしていかなければいけないという判断から、当時、派遣元の関係団体等にもお願いをした経緯もございす。その結果を、私、報告も受けております。

この三県で派遣就業を開始した派遣労働者数というのが十月三十一日までの間に一万五百四十七

人、日雇い派遣も含めて、派遣という雇用形態によつて被災地の労働者の雇用が確保されたという社団法人日本人材派遣協会からの御報告を受けております。

日雇いとしての内訳は正確には把握しておりませんが、引き続いて、派遣労働者の雇用の安定というものを被災地においても図つてまいりたいと思つております。

○加藤(勝)委員 今、副大臣おっしゃつていただいたように、まさに派遣という形の雇用形態も、特に被災地においてはかなり活用されているということであつたわけであります。

それでは、法案について、修正部分も含めてお伺いをしたいと思います。

まず日雇い派遣について、修正案では、派遣法三十五条の三をさらに修正すること、その幅が広がっております。日雇い派遣の禁止の例外として、そもそも、その前にありました自公政権の法案にもなかつた規定でありますけれども、「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合」についてはこの例外扱いがなされる、こういう規定であります。これを読む限りは、いま一つ実感が、具体的なイメージがないんですが、どんなことをイメージされる、どんなような政令の中身になることを想定されるのか、田村修正案提案者にお伺ひいたします。

○田村(憲)委員 ただいまの委員の御質問でございますけれども、今回のこの例外として、雇用機会の確保が特に困難と認められる場合として政令で定める場合というものを日雇い派遣の禁止の例外として規定をいたしております。現場でいろいろとお話を聞きますと、非常にニーズが多い中で、原案ではこういう方々が排除されるということとございまして、その中身でございすけれども、例えば、六十歳以上の高齢者の方々でありますとか昼間学生、学生の方々がよく派遣等々で、日雇いで働いておられるという場

合がございます。それから副業として従事する者、例えばダブルワーク等々で、生業はあられるんですけども、いろいろな御事情で副業をお持ちになられる、休日でありまうとか夜間等々で働きのなる方々、それからあと主たる生計者でない方々、こういう方々を想定しております。具体的内容につきましては、改正案の成立後、政審の方で御議論をいたしまして、その上で政令で定めるものと考えております。

○加藤(勝)委員 確かに、日雇いになる方も、主たる生計者がある場合と、今お話がある学生の方がちよつと時間があるから働こうとする場合とでは随分違うんだらう、こういうふうに思います。ただ、日雇い派遣に関しては、例えば適用除外業務に労働者が派遣されているとか、二重派遣があるとか、不透明な天引きがあるとか、特に労働災害の発生が他に比べて多い等々、いろいろ指摘をされていたわけであります。その問題は今の政令に定める場合についても該当する可能性もありあると思うんです。

これは厚生労働省にお伺いしたいんですが、そういうことに対する是正というんでしょうか、あるいはそういうことが起きないための対応、どんなことをお考えなんでしょうか。

○小宮山(勝)大臣 御承知のように、派遣の仕組みの性格上も、日雇いですとか非常に短期の労働者について、派遣元が雇用管理責任を果たしていく仕組みだというふうに思っています。そうしたことから法違反等の問題も生じているので、労働者の保護を図るために、原則として禁止という考え方をとっています。日々または二カ月以内といった余りに短い期間を定めて雇用する労働者派遣を原則禁止する、そのことによつて派遣労働者の保護の強化を図るものいたしました。

しかし、今御説明あったように、自民、公明、民主の三党合意で、禁止の対象については、日々または二カ月以内とあるのを日々または三十日以内とするともに、日雇い派遣の禁止の例外について、雇用の機会が不足し、雇用の確保を緊急に

図るべき高齢者や、生活のために派遣労働に従事する必要性に乏しい昼間学生、副業として従事する者、主たる生計者でない者について追加する、その旨の修正案が提出されているところであります。

この修正案が可決された場合には、労働者保護の観点から問題が生じないよう、政令の制定など、政府として必要な対応をしっかりと図っていき、そのように考えています。

○加藤(勝)委員 何か、質問に対してはお答えいただいたような感じはしないのでありますけれども、必要な対応をするというのは当たり前のことであります。具体的に意味のある対応をしていただかなければ、結果的に運用そのものがうまくいかなくなってしまうということにつながるわけでありまして、その辺は、例えば社会保険等々の問題等々、いろいろ対応できる手段があるわけでありまして、しっかりと対応していただきたいと思ひます。

それから、労働契約の申し込みなし制度について御質問させていただきたいと思ひます。

改正法の第四十条の六に規定されているわけでありまして、けれども、そもそもこの議論のときに、採用は自由ではないか、あるいは労働契約の合意原則に反するのではないかと、そもそも論においていろいろ議論があったと思ひますけれども、その辺についてどういう整理をされておられるのか。

それからもう一つ、違法派遣の中に、適用除外業務への受け入れ、あるいは無許可、無届け事業主からの受け入れ、派遣受け入れ期間制限違反、偽装請負などに該当する場合にはみなしということになるわけでありまして、受け入れ期間の制限、これはもう一回、専門二十六業種のことです。質問させていただきますが、もう一つは、偽装請負というのとは一体何なのかというのはいろいろ議論になつて、その解釈をめぐつて問題点が指摘をされていたわけでありまして。そうした意味での明確化とか、また運用の適正化というのは当然必要になつてくると思うわけでありまして、けれども、

その辺の実際面での運用における配慮をどう考えているのか。

まずこの二点について、厚生労働大臣にお伺いしたいと思ひます。

○小宮山(勝)大臣 改正法案で盛り込むことにいたしました労働契約申し込みのみなし制度、これはあくまでも派遣先が違法な労働者派遣を受け入れた場合に限定をしまして、その派遣先に対する一定の民事上のペナルティーを科すものだと考えています。ですから、企業の採用の自由に反するものではないということだと思ひます。

また、労働契約は、使用者側の申し込みの意思表示、それに対して労働者側がそれを受け入れるという意思表示、そこが合致して初めて成立をするという労働契約合意の原則から見れば、この改正法案では、申し込みの意思表示だけをみなしているにすぎないために、労働者側の意思は尊重されますから、問題は生じない、そのように考えています。

偽装請負との関係は、特に規制を強化すればするほど、またそちらの方へ逃げてしまふという問題もあると思つておりますので、そうしたところについてはしっかりと、派遣元、派遣先とそれから労働者の意思などについて、ちゃんと労働者が自分の意思でしっかりと働いているかどうかなどについて、実態をチェックしていきたいというふうに考えています。

○加藤(勝)委員 今おつしやるように、一種の民事的な意味でのペナルティーだ、こういうことになれば、やはりペナルティーである以上、どういふ場合にペナルティーがかかるのか、あるいはかからないのか、その線引きが非常に明確であり、しかもこれは、厚生労働省だけが明確であるのではなくて、派遣をする派遣元はもちろんでありまして、派遣先、さらには派遣を受ける労働者の方々がよくわかるような形になつていないと、非常に運用において疑義が出てくると、またさつき申し上げた運用そのものに支障が生じてくる、あるいはみなし規定そのものが過度に使われたり、

あるいは全く意味のない規定になつてしまふ、そういうふうになるわけでありまして。

そういう中で、この法の施行の時期が三年という形に延長されているわけでありまして、この理由、また、要するに三年間をとつたのか、そこについて田村提案者にお伺いいたします。

○田村(憲)委員 今委員がおつしやりましたとおり、今回の労働契約申し込みのみなし規定については、新たな規制を派遣先事業主に適用するというところでございまして、そういうことから、特に期間制限を超えて派遣を受け入れた場合、これは例えば、今専門二十六業務のお話をされましたけれども、本人といひますか、企業の方は二十六業務をしていくつもりであつたにもかかわらず、いろいろと細々とそれ以外の業務をしていたからそれに認められない、そういう見解が労働当局の方でなされているという現状がございまして。

また一方で、偽装請負の場合も同じように、そういうつもりがなかったにもかかわらず、見解の相違といひますか、認識が低かつた部分もあるのかもわかりませんが、そのように労働当局の方から警告を受けるといふ場合があるわけでありまして、そういう場合にいきなり不意打ちの形でこのような規定が適用されるのではないかと、そんな懸念の声があつたのは事実でございまして。

そういう意味からいたしまして、違法派遣の是正につきましまして、一定の規制を及ぼすことは必要だといふふうには考えますが、このような、事業主から強い懸念があることを勘案すれば、この法律の施行に当たつて十分な期間をとることが必要であるといふふうには考えたわけでありまして、そのために規定の施行は法の施行後三年経過後といふふうにしたものであります。

なお、法律施行までの間は、政府においては、制度の運用について関係者の意見を踏まえた上で検討を行うとともに、必要な周知徹底を図ることに努められるようにということで期待をいたしております。

○加藤(勝)委員 いわば、そのみなし規定がしっかり運用されるための準備期間、こういうことで三年間確保したということですね。

続きまして、いわゆる派遣料金の明示義務というものが第三十四条の二ということで定められているのであります。この条文を読むと、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める額を明示しなければならないと、すべて厚生労働省令に委任をされているわけでありまして、しかも、そもそも、派遣労働者に係る労働者派遣に関する料金、こういう規定になされているわけでありまして、これを読むと、一人一人の派遣労働者ごとにその料金を明示するかの点にも読めるわけでありまして。

もちろん、一人しか派遣していなければそれはそのとおりでありますけれども、ある程度の数の方を一つの企業に派遣することだとして十分に想定できるわけでありまして、余り個々についてということになると相当な煩瑣な事務になるのではないかと、あるいは、一人一人を出すことが本当にいいのかということも指摘をされているわけでありまして、この具体的な運用、もっと言えば、厚生労働省令でどのように定めることを考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○津田大臣政務官 加藤委員にお答えを申し上げます。派遣労働者がみずからのマージン率を把握して適切な派遣元事業主を判断できるようにするためという、このことで派遣労働者に対して派遣料金の明示を義務づけることにしたわけでございます。マージンというのは、ある面では適切なマージンというのは必要でございます。当然、いわゆる社会保険事業主負担でありますとか、あるいは一定の利益、あるいは事業を遂行するための費用等々あるわけでございます。

明示する派遣料金を、対象となる個々の労働者派遣に係る派遣料金の額とする考え方もあるわけでございますが、派遣元事業主の事務的な負担が

著しく増加する。今御指摘いただきました。あるいは、個々の派遣料金の明示により、派遣料金が減少することもあるのではないかと、これは、いろいろな意味で、市場競争の中で、明示をすることによって派遣労働者の賃金が低くなることもあり得るのではないかと意味でございます。そういう懸念があるということも踏まえて対応しなければならぬというふうな考えられているわけでございます。

個人が派遣料金をみずからの賃金の差額を計算して適切な派遣元事業主かどうかを判断できるようにする、このためには、派遣料金の平均額を明示して、みずからのおおよそのマージン率を把握する方法でも足りるというふうな考えられているわけでありまして、三党の協議の結果を踏まえて、厚生労働省令を定める際には、派遣料金の平均額の明示で可とする、そのように考えておるところでございます。

○加藤(勝)委員 ありがとうございます。

続きまして、先ほどちょっとお話もありました専門二十六業務に関して御質問をしたいと思います。

平成二十二年の三月、四月に、いわゆる専門二十六業務派遣適正化プランということに基づいた指導監督が実施をされました。そのときに、思わぬ悲鳴が上がってきた。きのうまで大丈夫だったのが突然だめになった等々、指導監督する側とされる側において認識が相当違っていた中に、さらに非常に強い処分が出てきた。これが派遣をする側、される側に対して相当なプレッシャーになった、こういう認識をしているわけでありまして。

まず、そういった意味で、専門二十六業務に該当すれば、いわゆる三年間という規定がなくなる、ある意味では無制限な派遣というものが可能になっていくわけでありまして、けれども、そもそも、その二十六業務の中、例えば、特にIT関係について言うと、五年前であればかなり専門性が必要なもの、その後、いろいろなソフトが出

てきてだれでもやれるようになったというようなものも当然あると思います。そういうようなことも含めると、一体どの時点で何を判断するかによつて、がらりと結論が変わってくる。

そういうことを考えますと、今の専門二十六業務という規制のあり方、制度のあり方そのものがどうなのかというところまでさかのぼって議論をしていかなくちゃならない、私はこういうふうな思っておりますけれども、その点について、厚生労働大臣、いかがお考えでしょうか。

○小宮山国務大臣 専門二十六業務については、委員はITの進化のことをおっしゃいましたけれども、そのほかにも、例えば一般事務と区別がつきにくい事務用機器操作とかファイリング、そこをどう区別するかというふうな、専門性がどこであるのかを判断するというのが非常に難しいことは事実だと思っておりますので、要は、その見直しの検討は必要だというふうな思っています。

今御紹介いただいたように、二十二年の二月から、専門二十六業務適正化プラン、これを策定しまして、事業主団体に適正な運用を要請し、都道府県の労働局で集中的な指導監督を行いました。今、四件の行政処分、そのほか、派遣元事業主に対して五百七十七件、派遣先事業主に対して三百四十四件の指導監督を行ったんですが、今おっしゃいましたように、その二十六業務のほとんどの区別がつきにくいことに加えて、この仕組みの持っている、派遣元、派遣先それから労働者とのいろいろな権限の関係も含めて、いろいろ疑問が生じているというのは事実だと思っております。監督を強化するとともに、やはりその疑問に答えなければいけないということで、専門二十六業務に関する疑義応答集という、その疑問に答えるものをつくりまして、派遣元事業主など関係者に周知を行いました。派遣の適正化は、ある程度という

か相当程度図られたというふうには思っています。

ただ、この専門二十六業務に該当するかどうかによつていろいろ取り扱いが違う今の現行制度については、委員の御指摘も踏まえまして、それでいろいろな方から御指摘もいただいているので、必要の見直しの検討をしていきたいというふうな考えています。

○加藤(勝)委員 一般的に、厚生労働行政全般も言えるんですけども、来られた方によつて言うことが違う。前はAさんという人が来たときはよかった、次、Bさんがだめになった、いささかそういう部分はあると思うんですけども、かなり恣意性があるということが私はあると思います。

だから、そういう意味で、なるべくそうならないように制度をつくっていくということが非常に大事、いわば透明性を高めていく、またある意味では、解釈の安定性を高めていくということがぜひとも必要だと思っておりますので、そういう仕組みになるようにしっかりと見直しをしていただきたいと思っておりますし、それまでの間は、逆に言えば、不安定な状況であります。

さつき、強化というお言葉が使われたんですが、強化ではなくて適正な監督指導がしっかりと行われるように、いわば丁寧な指導とか、それから解釈については、どこへ行っても、だれが来ても統一されるような工夫をするとか、そういう対応をしっかりとやっていただくことをお願いしたいと思います。

最後になるのでありますけれども、この派遣の関係については、いわゆる派遣切りあるいは派遣村等、社会問題化したわけでありました。それに対してどう対応していくのか。そのとき急なりマン・ショック等のいわゆる経済的なショックが起きたわけでありまして、今後もしそういう事態が起きないとも限らないわけでありまして。

そういう中で、私は、やはりむやみに事業規制を強化して本当に答えになるのか、いわば目の前だけきれいにして、あとごみは外へ外へ、他人の敷地に押し出しているだけではないか、こういう感想を持っていたわけでありまして。

やはり大事なことは、例えば派遣契約の中途解除をされた場合にはそれに対して何らかの補償をしましょう、こういう仕組みになっているわけでありますが、その補償が実際に行われるのか。しかも、行われる場合に、まさに失業している状態ですから、そのことにそんなに時間やコストをかけられないわけであります。非常に簡単にそういう補償はある程度受けられる、あるいは社会保険や雇用保険に加入することによって公的なサポートが受け得る、あるいはいわゆる能力開発がその間十分行われているという問題も指摘されておりました。そういった問題に一つ一つの確にこたえていくことが私は大変重要だというふうに思うわけであります。

そういう中で、一つ大事なものは、優良な派遣業者というものをしっかりと育成していく、そして、多くの方から見ても、それはいわば自由競争のところがありますから、入り口で絞るわけにはいきませんけれども、ここは安全だよねということがある程度目安がつくような形にしてあげる、これが私は非常に重要だと思っております。

残念ながら、優良人材ビジネス事業者育成推進事業というのがあったわけですが、例の仕分けでなくなりましたね。やはり、やり方にはいろいろな問題があったのかもしれないけれども、そういう試み、いわゆる優良な派遣事業者をしっかりと育成していく、どう評価していくのか、そしてそれをどう認定し、多くの方々にそれをわからせていくか、こういう仕組みが私はぜひとも必要ではないか、こう思うわけでありますけれども、大臣のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思っております。

○小宮山国務大臣 私、ほぼ、委員がおっしゃることはそのとおりだというような認識は持っております。

現在の法律の中でも、派遣労働者の職業訓練の機会を確保することというのはきちんと規定をされておりますし、また、解除に当たっては、新たな就労機会の確保や休業手当等の費用負担に関する

措置、そういう必要な措置をとるようというものは定められているわけですが、派遣労働者の方が当然、正規の労働者よりは安定しない状況にありますから、労働者の方にとっていいように、また、おっしゃるような、いろいろときちんとやっていないところをしっかりと指導したりしていくと同時に、きちんとやっている優良なところについては、そうしたところがちゃんとわかるような形のことも必要だと思っております。

働く方に対してもそういう情報提供をすることを含めて、そうしたことで、この派遣労働という形が、当初言われたようなバラ色の働き方とはいかないにしても、きちんと、今の労働市場の中で、それぞれにとって意義のある働き方になりますように厚生労働省としても努めていきたいというふうに思っております。

○加藤勝委員 終わります。

○池田委員長 次に、大西健介君。

○大西健介委員 おはようございます。民主党の大西健介でございます。

さて、忘れもしません平成二十二年の六月二日、私は、本委員会におきまして、この労働者派遣法に対して当時の鳩山総理に質問させていただく予定になっておりました。しかし、まさにその日、民主党の両院議員総会におきまして総理が辞意を表明されて、私の質問は幻に終わってしまいました。

本日、それから一年半たちまして、再びこの法案について質問の機会をいただきましたことに、理事を初め皆様に感謝を申し上げます。私に与えられた時間は限られておりますので、早速質問に入らせていただきますと思っております。

私は、きょう、政府案を中心に質問させていただきます。

さて、その鳩山総理、平成二十二年の一月二十九日の本会議、施政方針演説の中でこのように述べられました。「働く人々の命を守り、人間を孤立させない」労働をコストや効率で、あるいは生

産過程の歯車としかとらえず、日本の高い技術力の伝承をも損ないかねない派遣労働を抜本的に見直し、いわゆる登録型派遣や製造業への派遣を原則禁止します。こういうふうな述べられました。

労働者派遣については、行き過ぎた規制緩和が行われた結果、派遣切り、雇い止め、こういったことが行われて、多くの労働者が仕事と住まいを失って、大きな社会問題になりました。本改正案は、まさにこうした流れを百八十度転換するという意味において、私は、画期的な法案だったというふうに思います。

他方、あの年越し派遣村からもうすぐ三年目の年末を迎えようとしております。そういう中で、会期末も目の前に迫っております。本法案は、これまで、言葉は悪いですが、たなざらしになつてきたというふうに思っております。

私は、苦渋の決断ではありませんけれども、大幅な歩み寄りをしてでもこの法案を半歩でも前に進めるべきときが来ているのではないかなというふうに思います。そして、私は、この法案の見直しに当たっては、やはり当事者の意見というのをしっかりと聞いていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

私の地元、愛知県の西三河地域、自動車産業を初めとする製造業が盛んな地域であります。本年は、三月十一日の東日本の大震災の発生によるサプライチェーンの寸断、それからタイでの洪水、生産の一時中断とその後の挽回のために、生産計画の見通しが極めて立ちにくいという状況が続いております。

一方では、超円高により国内産業の空洞化が加速をしております。超円高、電力不足、それから自由貿易協定のおくれ、高い法人税率、厳しい環境規制等、我が国の製造業が置かれた厳しい状況を表現する言葉として、自動車産業においては、六重苦という表現が用いられています。

残念なことですが、この労働者派遣法も、実はその六重苦の一つに数えられております。このまま産業空洞化が進んで国内の雇用が失

われては元も子もないというふうに私は思っております。私は、こうした産業界を取り巻く状況というのもしっかりと配慮していく必要があるのではないかと考えております。

ただし、産業界は、柔軟性のある雇用制度とかあるいは弾力的な雇用条件を求めているというのは、考えてみれば当たり前のことであります。ただ、それはあくまで使う側の理屈であって、問題は、やはり使われる側、つまり、派遣労働者自身がどう考えているかということをしつかりと見ていく必要があると思っております。

そこで、お手元に配付いたしました資料をのぞいてください。

資料一の一冊上の円グラフ、派遣労働者の約半分は、登録型派遣という制度自体を肯定的にとらえております。制度に反対という人は一五%しかおりません。

また、一番下の表をごらんください。登録型派遣で働いている人のうち登録型派遣の原則禁止に反対だという人は、賛成の人を大きく上回っております。さらに、登録型派遣を続けたいという人は、全体では三割、日雇い派遣に限って言えば五割に達しています。さらには、常用型に転換したいと逆を考えている人というのは一割強にとどまっております。そして、四割もの人が、政策転換による失業の不安というのを訴えております。

次に、製造業派遣について、資料二というのをのぞらういただきたいと思っております。左上の円グラフを見ると、派遣労働者のうち製造業派遣の禁止に賛成という人は全体の二割、対して、六七%もの人が禁止に反対と答えています。

次に、資料三、これは日雇い派遣についてでありますけれども、二カ月以内の短期就業において派遣会社が介在する仕組みを、とてもよい仕組み、よい仕組みと答えた人が五割を超えています。反対に、悪い仕組み、とても悪い仕組みと答えた人は、合わせても四%弱にすぎません。

また、就業の実態を見ますと、短期派遣専業という人は全体の二%。

日雇い・短期派遣で働く一番の理由というのを見てみても、すぐに収入が必要だから、都合のよいときだけ働けるからといった、日雇い派遣という制度を自分の都合に合わせて利用している、そういう理由が上位に挙がっております。

少し長くりましたが、今私が資料で指示をしたような登録型派遣、製造業派遣、日雇い派遣のそれぞれについて、当事者のこういう声があることを、それから就業の実態を、大臣はどのように感想を持たれたのか。また、すべてではありませんが、こういう声もあるということをお聞きしたい。また、上での検討というの必要ではないかというふうには考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○小宮山国務大臣 今御紹介いただいた調査につきまして、今回の改正法案の中身をどれぐらいお示しした上で聞いたのかとか、前提がちょっとわからない点もございますので、この調査自体へのコメントは避けたいというふうに思います。

この改正法案につきましては、長い期間にわたって公労使の代表が労働政策審議会で現場の実態も踏まえて御議論をいただき、派遣労働者の保護の観点、権利を守る観点から取りまとめたのだいたいと思っておりますので、今回修正案も出されましたが、今、半歩と言われましたけれども、私も一歩前進かと思っておりますので、それを成立させることが重要ではないかというふうに私は思っています。

○大西(健)委員 アンケートをするに当たって、法案の内容を十分理解しているかどうか、これは確かに不明な部分があると思います。一方で、こういう法案が出されたということで、いろいろな状況の変化というのがあると思います。先ほど加藤委員からもそういうお話がありました。

資料の四というのをごらんいただきたいと思うんですが、これは、自動車の期間従業員が集まらないという記事であります。

先ほど申し上げましたけれども、私の地元では、東日本の大震災の生産のおくれを取り戻そう

ということ、今現場では非常に残業が続いております。人手不足感というのが出てきております。そういう中で、派遣労働者や期間工の確保が難しいという状況が実は実際に起こっております。これだけ景気が厳しくて雇用環境も非常に悪いのに人が集まらないという皮肉な状況が実際に起こっております。

一つには、リーマン・ショック後の派遣切り、それから期間工の雇い止め、こういうことを実際に経験した人々が、あんな思いをするのも二度と御免だということで敬遠をしているということも言われております。そういう意味では、法律で製造業派遣を禁止する前に、労働者の方が、実は労働者を使い捨てにする企業には人が集まらないというようなことが起きているのが、このことから見てとれるのではないかとこのように私は思います。

もう一つは、この記事の中に書いてあるんですが、企業がインセンティブにしようとしている、例えば正社員への登用とか、あるいは福利厚生、教育制度の充実、これが必ずしも労働者を引きつけることにもなっていないという事実もあります。

私は、こうした現実というのもしっかり見詰めた上で非正規雇用のあり方というのを考えていくことも必要だということに思っておりますが、大臣、この記事をごらんいただいてどのような感想をお持ちになったでしょうか。

○小宮山国務大臣 派遣切りとかがないように、リーマン・ショックの後、また大震災の後、厚労省としても努めてきたところですが、そういう意味で、いろいろな理由で派遣の働き方を選んだ方々が途中で意に反して切られることがないように、また、しっかり保護されるようにということが、今一歩前進と申し上げている今回の法改正だというふうには思っています。

派遣法改正案では、製造業務の派遣の原則禁止を定めていますけれども、派遣元事業主に常時雇用されている労働者については原則禁止の例外

にすること、また、施行日を公布日から三年以内の政令で定める日と、必要な準備ができるよう十分期間を確保するなど、企業への影響については、そこをしっかりと勘案して規制を行うものとしております。

また、労働者のニーズも踏まえまして、施行までにハローワークでの短期の職業紹介の充実に努めることなど、製造業での人材確保には、しっかりとそれを支援していきたいというふうに思っております。

なお、このたび三党によって提出された修正案では、製造業務派遣の原則禁止を削除して、製造業務派遣のあり方を検討する事項とする旨の内容が盛り込まれていますので、この法改正によりまして、製造業の人材確保に支障を来すことがないように、できる限りその影響が出ないようにということとは努力をしていきたいというふうに思っております。

○大西(健)委員 政府案でも猶予期間が置かれている、また修正案においても検討事項になっているということでもありますから、私が今申し上げたようなそういう現実の動きというのを見ながら、使う側、それから労働者側、両方の現実というのをしっかりと見て検討していくことが必要ではないかというふうに思います。

さて、話をがらつとかえたいと思います。小宮山大臣、突然ですがけれども、大臣は派遣業という職業についてどういうイメージを持たれておりますでしょうか。ちなみに、派遣業というのは労働者からピンはねをして暴利をむさぼっている、そういう批判というのがありますけれども、大臣の個人的なイメージで結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○小宮山国務大臣 個人的イメージと言われましても、私は、放送局で解説委員をしていたころに、この派遣法ができたときの解説も実はしています、そのころ十三業種で受け取って、これは、専門能力を生かして働きたい時間に働ける、企業にとっても労働者にとってもよい、バラ色の

働き方だというのが最初のキャッチコピーだったんですが。

ところが、その後、必要に応じてだとは思いますが、十三が二十六になり、そしてネガティブリスト方式で製造業まで広げたことによりまして、もちろん、中でしっかりとやってもらえる、労働者のニーズにもこたえ、権利も守りながらきちんとなさっている良質なところもあるとは思いますが、今、特定と一般を合わせますと八万二千を超える事業所があるわけで、そうなりますと、その中で、どうしても営利の方を重視して、労働者の権利を守らないというようなものが出てきている。また、さっきから出てくるように、派遣切りというのを安易にするようなところが出てきたり、あるいは、三月月どころか、一月月、二月月でぐるぐる更新をして保険の適用を免れるというような例もあるのも知っております。

そういう意味では、多様な働き方をしっかりと確保すること、という働き方をしても労働者の権利がちゃんと守られ、保護されるということの兼ね合いだと思っておりますので、これからやはり、本当にこの派遣業務のあり方についてきちんと見直しをしていかなければならない。そういう意味では、今回がその一歩だというふうに考えています。

○大西(健)委員 大臣から、今、労働者派遣法ができたときからの経緯、あるいは悪質な業者も出てきているんだというお話をいただきましたが、この件については、後でもう少し掘り下げていきたいというふうに思っています。

先ほど、加藤委員の質問の中でも、マージン比率等の情報提供の義務を今回の法案で課しているというお話がありました。この点、私は大きな前進だというふうに思っておりますけれども、ただ、一方で、まさに悪質な派遣業者が派遣料金の中から不当に多くの割合を受け取っていることが派遣労働の低賃金化を助長しているという批判もあります。

そういう中で、マージン比率というのを法律で

規制すべきだという意見もあります。また、今回の改正案、情報提供義務に違反して情報提供が行われなかった場合には罰則というのが設けられておりません。こういう罰則がない中で本当に実効性が保たれるのかという疑問もあります。

マージン比率を法律で規制する方法をとらなかった理由、それから罰則のない情報提供義務の実効性について、御答弁をお願いしたいと思えます。

○牧副大臣 大西さんおっしゃるとおり、派遣労働者の待遇改善等々考えたときに、しっかりとマージン率等々の情報公開をしてもらうことが労働者の安心、安全にもつながるわけですし、処遇改善にもつながるわけで、これをできる限り実行していただくということが大前提だと思います。

ただ、派遣業者そのものがすべて、性悪説に立てば、労働者から不当に搾取するという考え方であれば、それはもちろん、法的な規制をかけて罰則を設けるという考え方も一方ではあるんですけど、この国の成り立ちからして、まずは自主的な企業としてのコンプライアンスを守っていただくということからスタートすることが適切であろうと思います。

そして、これが実行できる派遣元なのかあるいはそうじゃないのかということ派遣労働者自身がきちっと判断していただけるわけですし、そしてまた派遣先の企業も、そういう情報公開がしっかり実践できている派遣元かどうかということをしきりと判断できるわけですから、まずはそこからスタートさせていただければと思っております。

○大西(健)委員 今、副大臣からは、性悪説に立つべきではないというお話もありました。

そこで、それに関連して、お手元の資料五というのをごらんいただきたいんですけど、これは日本人材派遣協会のホームページに掲載されている資料であります。

「派遣事業主は過剰な利益を得ているわけではありません」と書いてあります。派遣料金から派

遣労働者に渡す額を引いたものがそのまま派遣事業主の利益になるわけではなく、そこから社会保険料、労働保険料、販売管理費等を差し引くと営業利益は三%から四%程度しかないというのが、これが業界の主張であります。

私の地元は、自動車産業を初め製造業が盛んな地域ですから、派遣業者というのにもたくさんあります。そうした方々から私もいろいろなお声を聞いておりますけれども、そうしますと、大西さん、派遣業というのは、まじめにやっていたら、そんな、めちゃくちゃもうかる商売じゃない、ただ、中には、先ほど悪質なお言葉がありましたが、派遣事業主が本来負担すべき社会保険料等をこまかしているような業者がいる、そういう一部の悪質業者のために、関連法規を守ってまじめにやっている業者が迷惑しているんだという話をよく耳にします。

大臣に先ほど私が派遣業のイメージをお聞きしたときに、大臣からも、中にはそういう悪質な業者が出てきているんだというお話がありました。が、こうした業界の声に対して、これをどういうふうにお受けとめになられていますでしょうか。

○小宮山国務大臣 そうですね、やはり、今あつたように、そういう不当な利益を上げて労働者から正當以上に利益を吸い上げているような業者がいることによって、きちんとやっているとところの評価が下がるというのは、それは好ましくないと私も当然ながら思います。

そういう意味で、政府としましては、問題がある派遣事業主の違法や不適切な行為、これは是正を図り、また監督指導をしていくと同時に、きちんとやっていらつしやることを支援していくという育成していくということも必要だと考えています。

今回、改正法案に盛り込みました、いわゆるマージン率などの情報公開の義務化、これによりまして、派遣労働者、派遣先が良質な派遣元を選択するという材料にもなるのではないかと、そういうふうにも思っています。

さつきから申し上げているように、派遣先、派遣元のいろいろな権限が複雑で、労働者がどちらに行ったら自分の権利が守られるのかわからないからという状況があったのを、改正ごとに少しずつそこは改善されてきましたけれども、やはり非常に複雑な仕組みですので、その中で労働者も守られて、きちんと、おっしゃるような良質な、派遣業者も仕事ができ立つようにしていく、そのためにしっかりと取り組んでいくことが大切だというふうにも考えています。

○大西(健)委員 今、そういう悪質な業者についてはしっかりと指導監督をしていくんだという大臣のお話がありましたけれども、もう少し、その悪質な業者が何をやっているかという具体的なところをお聞きしていきたいと思うんです。

悪質な業者というのは、よく聞くのは、社会保険料をこまかしている、社会保険料をごまかすことによって派遣料金をダンピングしているという声がたびたび聞こえてきます。

そこで、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

派遣元会社が社会保険に入っているかどうか、その加入状況というのをどのようにチェックしておられるのか、そして、仮に未加入だということが判明した場合にどのような罰則があるのかというところをお答えいただけますでしょうか。

○生田政府参考人 お答えいたします。

派遣元会社の社会保険の加入状況につきましては、そもそも、労働者派遣事業の許可の基準にいたしまして、社会保険に入っているというのが含まれてございまして、派遣事業の新規許可あるいは許可の更新時には、年金機構のブロック本部に對しまして照会をいたしまして、確認をいたしております。適切に加入がされていないときには、新規許可はもろんできませんし、許可の更新もしないという扱いでございまして、

それから、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針あるいは派遣先が講ずべき措置に関する指針という大臣の告示で、指導する根拠がございま

すけれども、派遣元の指針の中では、社会・労働保険の加入ということが盛り込まれてございまして、入っていない労働者の派遣をしてはならないということが書いてございまして、その規定に従いまして派遣元の指導をするということでございます。

それから派遣先につきましても、社会・労働保険に入っている労働者を受け入れるということ前提に、社会保険に加入させてから派遣をするようにというふうな派遣元に言うことができるということになってございまして、そういったことの遵守を図っていきたく思っております。

以上のような内容につきまして、派遣元事業主に対して定期指導ということで定期的に監督しておるわけですが、その際に、加入状況の確認などもいたしまして、指導の徹底もして、社会保険の加入をさらに進めていきたくと考えてございます。

○大西(健)委員 今のようなことは、実は会計検査院からもたび重なる指摘を受けています。

きょうは会計検査院の方にも出席をいただいておりますので、会計検査の結果の概要、特にこの派遣の問題についてどういう問題が見出されたのかについて、簡潔に御説明をいただきたいと思えます。

○川滝会計検査院当局者 お答えいたします。

会計検査院は、健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収の適否につきまして、毎年度、重点を置いて検査を実施しております。

お尋ねの派遣業の事業主につきましては、特に平成九年次から十二年次まで重点的に検査を行いまして、その結果、事業主が被保険者資格取得届の提出を適正に行っていないため、保険料が徴収不足となつていふ事態を、平成八年度から十一年度までの決算検査報告に掲記しているところでございます。

派遣業の事業主につきましては、その後も検査に取り組んでおりまして、保険料が徴収不足となつていふ事態を決算検査報告に掲記していると

ところでございます。

○大西(健)委員 今御説明があったように、何度も指摘を受けているということでありまして、何でも、こういう検査結果報告というのをちゃんと厚生労働省は見えておられて、それに対してどういう対応をとられているかということ、これについても簡潔にお答えをいただけますでしょうか。

○今別府政府参考人 お答えいたします。

日本年金機構におきましては、全年金事務所、毎年度、適用促進に係る行動計画というのを定めておりまして、二十三年度は、事業所全体の二割以上を対象にするという目標を立てております。上半期の実績を見ますと、既に上半期で予定をしております事業所の二割増しに近い実績を上げております。

具体的に、全事業所から派遣社員がいるかいないかという状況を聞き取っておりまして、派遣社員がいる場合には派遣元企業はどこかということも聞いて、そういう実績を踏まえた上で事業所の選定をするということも効率化を図っております。

引き続き、これらの取り組みによりまして適用の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○大西(健)委員 いろいろ御努力をいただいていることはわかりましたけれども、引き続き、指導監督をしっかりとしていただきたいというふうに思います。

資料五に戻っていただきたいと思いますけれども、この円グラフをもう一度見ていただきたいと思います。

右側にスタッフ賃金というのが書いてあります。これが大体七〇％と書いてあるんですけれども、これがすべてちゃんと労働者の手に渡るんだとしたら私はまだ、言葉は悪いんですけども、ましだと思ふんですけども、問題は、そこからさまざまな名目で天引きというのが行われているという事実があります。

お手元の資料六という新聞記事をごらんいただ

きたいんですけども、部屋代、家具代、制服代等、さまざまな名目で不透明な天引きが行われています。この記事の中にも、大体二十万ぐらいの賃金のうちいろいろのものが引かれて手元に五万しか残らない、あるいはほとんど残らないというような例も書いてあります。これでは、もちろん生活はしていけませんし、到底貯金をするのも無理です。当事者が合意をしているんだからこれは仕方がないんだと言われるかもしれませんが、これも、弱い立場にある派遣労働者が天引きを拒否するということは実際には難しいのではないかと

いうふうに思います。

ならば、最低限、例えば、募集や契約の時点でこういうものは天引きをしますよということを事前に明示するというような義務を課すとか、そういった規制というのを考えてはどうかというふうには私は個人的には思いますが、これについて大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○牧副大臣 おっしゃるとおり、賃金から不当な控除を行うということも含めてきちっと情報提供するので、そういうことも含めてきちっと情報提供が行われるような仕組みを考えておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

現に、データ整備費と称して控除を行っていた事案も問題となっておりますし、派遣元事業主が不当に多いマージンを控除しているという指摘やら、上限規制を設けるべきだという御意見も出ておりますので、その辺も踏まえて、適正に考えてまいりたいと思います。

いずれにしても、この情報提供そのものが、それさえできない派遣元というのはいずれこの社会から淘汰されると思いますので、その点も御理解をいただきたいと思います。

○大西(健)委員 副大臣から、こういうことについてもししっかりと目配りをしていただくという御答弁をいただけたと思います。

同じ新聞記事の中には、安易な参入が過当競争を招いているという指摘もあります。営利目的で安易に参入してくる業者も多い。法律をよく理

解せず、違法なことででも平気でしているという愛知県内の派遣業者の声を掲載されています。

先ほど、私が社会保険料のこまかしの話をしたときに、役所の方から許可のときとか許可の更新時にちゃんとチェックをしているんだというお話がありましたけれども、許可制の一般労働派遣というのは、許可の更新時に確かに社会保険料の加入チェックをやっています。しかし、届け出制の特定労働派遣は、資産要件もありませんし、悪質な事業主の隠れみの的な存在になっているのではないかとこのような指摘もあります。

特定労働者派遣が届け出制になっているのは、派遣元に常用雇用されているので一般派遣に比べれば雇用が安定しているということが理由になっていますけれども、この点も、果たしてそうなのか。次の派遣先が見つからない場合に、短期ならともかく、長期間賃金を支払う能力が本場にちゃんとあるのかとか、もしそれが可能だとしても、それをやるためにはかなり高いマージンを取らなければやっていけないということもあります。

私は、個人的には、特定労働派遣も、許可制にすることにによってしっかりとチェックをかけていくといった参入規制というのも考えてはどうかというふうに思いますが、大臣の御意見を聞かせください。

○小宮山国務大臣 委員が言われましたように、一般労働者派遣は、中間搾取が行われやすいとか労働者を保護する必要があるということで許可制になっていますが、特定労働者派遣は、常時雇用されているからということで届け出制になっているわけですが、その中でも、やはり、一年をちょっと超えるだけとか一年を超える見込みとかいうものも含まれていることもありますので、雇用の安定という面からも問題だと思っております。

労働者派遣事業の許可、届け出制のあり方については、おとしの労働政策審議会の答申でも、引き続き検討することが適当とされていますし、このたびの三党の修正案でも、特定労働者派遣事

業のあり方について検討事項とする旨の内容が盛り込まれています。

私も特定労働者派遣事業のあり方は見直していく必要があると考えておりますので、改正法が施行後、その結果もある程度見た一年後ぐらいをめどに、労働政策審議会でも議論を開始して、見直しの検討を進めていきたいというふうに考えます。

○大西(健)委員 大臣からは、これは半歩じゃなく一歩前進なんだというお言葉がありました。ただ、きょうの質疑で私が申し上げたかったのは、せっかく法律で規制を強化しても、それを遵守させる体制というのがなければ、先ほども言いましたけれども、まじめに規制を守った業者がばかを見て、逆に、これは利用する企業側のモラルの問題もありますけれども、平気で違法行為を行う、使う側にとつて融通がきく悪質な業者のさばるといふことにもつながっていくと思います。

仏つくつて魂入れずということがないようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○池田委員長 午後五時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時四十七分休憩

午後五時開議

○池田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。古屋範子さん。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。朝の質疑に引き続きまして労働者派遣法改正案の質疑を行ってまいりますので、よろしくお願

いたします。

労働者派遣法が施行されてから二十年以上が経過をいたしました。労働者派遣制度は着実に発展をいたしております。労働力の需給調整システムとして定着をしております。

この派遣制度をめぐっては、さらなる規制緩和を主張する意見がある一方で、これまで規制緩和

が非正規雇用の拡大をもたらしている、登録型派遣は雇用の安定、能力開発の面でも問題が生じている、また、特に日雇い派遣は雇用が不安定で労働条件も劣悪であるとか、あるいは、製造業等において偽装請負が発生しているなど、さまざまな問題点が指摘をされてまいりました。

私たち公明党も、この規制改革の流れをい一度見直していこうという検証をしてみたい。特に日雇い派遣の原則禁止については、検討し、いち早く訴えて、形にもしてまいりました。

そして、平成二十二年に提出されて以来、これまで継続となっております今回の改正案でありますけれども、登録型派遣、製造業派遣及び日雇い派遣の原則禁止、あるいはみなし規定の創設等、より強い規制が盛り込まれております。民主党のマニフェストに掲げた項目が、ほぼそのまま反映をされている内容となっております。

私たちも、製造業派遣、登録型派遣の原則禁止については、中小企業経営の人材活用の圧迫であるとか、悪質な労働環境へ移行するのではないかと慎重な検討も進めてきました。

改正案では、派遣禁止によって就業ができなくなる者への支援として、職業安定所における職業紹介事業を充実させていくとかを掲げていますけれども、実際、具体案というのは明示をされていないと思います。改正の目的は労働者保護であることを考えると、派遣労働を過剰に規制することによって、かえって派遣労働者の雇用を失わせてしまう結果になるのではないか、このような懸念がございます。

今回の改正でどれだけの雇用喪失が起きるとお考えか、そして、事業規制の強化が雇用に及ぼす影響、また、どのような労働移動がなされるとお考えでしょうか。大臣にまずお伺いいたします。

○小宮山国務大臣 三党から修正案が出されておりますけれども、お尋ねの政府原案では、登録型派遣や製造業派遣の原則禁止の対象となる方々はおよそ二十九万人になります。こうした方々が安定的な雇用に移行できるよう支援していくこと

はもちろん重要だと考えています。

このため、この原則禁止に関しましては、派遣元事業主に常時雇用されている労働者は原則禁止の例外にすること、施行日を公布日から三年以内の政令で定める日としまして、労働者の雇用の場の確保に向けて必要な準備ができるよう十分な期間を確保しているということ、またさらに、派遣労働者を直接雇用する事業主へ最大百万円を助成する派遣労働者雇用安定化特別奨励金を活用するなどいたしまして、派遣労働者の方の雇用の安定を図りたいというふうに考えています。

○古屋(範)委員 昨年の本会議で、この点、当時の長妻大臣に質問させていただきました。そのときも、ほぼ同じようなお答えでした。政策的に直接雇用となるようにバックアップしていきたいとか、また、事業規制の強化が雇用に及ぼす影響は、その時々々の景気、雇用情勢にもよりますが、結局、はつきりとした数値というのはいかならないというお答えであったと思いますし、ただいまもその点に関しては明言がございませんでした。要するに、その時々々の経済状況、雇用状況による、最大、いろいろな政策も使いつつバックアップをしていく、支援をしていく、そういうことなんだろうというふうに思います。

この派遣という働き方、私自身は非常に重要であると考えております。特に、この法案が提出をされ、本会議で審議入りをして、その後何が起きたかといいますと、東日本大震災が発生をしたわけですね。ですので、経済状況や雇用状況というのは、提出したときよりもさらに厳しくなっているわけであります。

ことしの三月の震災発生後、特に、四月においては、前細川厚生労働大臣は、人材関係団体の長を大臣室に招いて、大震災で大量の犠牲者が出て経済的にも大打撃となつていて、日本の危機を乗り越えるためにも、人材ビジネスで活躍されている皆さんのお力をぜひおかしただきたい、このような協力要請までされています。

実際、現地でも、さまざまな知恵を絞り、仮設

での見守りですとかそういうことも含めて、業界の方々も、瓦れきの処理、汚染のチェック、こうした、すぐに人材が必要だというようなものに力を入れて取り組んでくださっているわけです。雇用に非常に役立っているわけなんです。

今回の資料にもございます、派遣労働者及び派遣先の見方ということで、登録型派遣を選んだ理由、これは厚生労働省の調査ですけれども、正社員として働く会社になかったから、これは四六・三％ですから、消極的な理由としてももちろんある。一方で、自分の都合のよい時間に働けるから、二一・九％、家庭の事情や他の活動と両立しやすい、二一・二％。このような、積極的に派遣という働き方を選んでいく方も多いわけです。

また、派遣労働者また派遣労働の経験者に対するアンケート、登録型派遣については、賛成四一・四％、反対一五・三％。賛成が大きく上回っているんです。

さらに、製造業の方に参りますと、製造業で派遣労働者、派遣先を対象としたアンケートによりますと、製造業派遣の禁止、派遣労働者の回答を見ますと、禁止に反対五五・三％です。禁止に賛成一三・五％。派遣先の回答としては、禁止に反対八六・一％、このようなことになるかと思えます。

また、製造業の派遣が禁止になった場合、派遣先の回答を見ますと、派遣社員を直接雇用し、有期契約社員に切りかえは六八％であるのに対して、派遣社員を直接雇用し、正社員に切りかえる、これは一六・九％にとどまっております。これが雇う側の考え方でもあるわけですね。

派遣者あるいは派遣先双方のニーズというのはこのように非常に多様化をしているわけです。そうしたニーズに対応して、また日本経済を活性化させていくためにも、多様な選択肢が用意されている、この方が私はベターだと思っております。この労働者派遣制度、さまざまな仕事とさまざまな労働者ニーズを迅速にまた的確に結びつけることにより、雇用の創造と経済の活性化により貢

献できる制度だと考えております。

この派遣という働き方、大臣、どう思われますか。

○小宮山国務大臣 今委員もおっしゃいましたように、特に東日本大震災の後、いろいろと雇用の状況、さまざまな状況が悪い中で、派遣の働き方が果たしている役割も確かにあると思います。

午前中も申し上げましたが、最初は本当にバラ色の働き方みたいなことで、十三業種のときに、専門能力を持った方がパートとかよりもっと高い専門能力を評価されて働ける、自分の自由な時間で働けるというやり方だったと思うんですが、次第に二十六業種になり、またネガティブリスト方式で製造業まで入ったことによって、もちろん優良な事業者の方はいいんですけれども、そうでないところも出てきたのだと思います。

ですから、例えば一月月ぐらいでくると、取っかえ引っかえと言つてはいけませんけれども、かえて、社会保険は適用しないようにすると、それでマージン率も、今いろいろ改正もしてきていますけれども、非常に安い賃金で働かせるというふうなこともありましたし、リーマン・ショックの後の派遣切りというふうなこともあって、派遣で働く労働者が守られないケース、これはやはり行き過ぎた緩和された部分は是正をしなければいけないということ、今回の改正法にもなつたと思います。

そういう意味では、多様な働き方の一つとして、しっかりと働く労働者の保護も行われて、それで派遣元と派遣先との関係もしっかりと整理をされて、きちんとした働き方ができるようにしていくということが大切だということに考えています。

○古屋(範)委員 派遣切りとか、住まいまでなくなつてしまふ、そういった問題と、この派遣法そのものの法律の改正、これはごっちゃにしてはならないというふうに思っております。

派遣にかかわるさまざまな問題の原因というのは、まずは、派遣労働の仕組み自体、そのものに

よるのか、現行の派遣法の不備によるのか、法律が守られていないことがそもそも問題なのか、あるいは働く人と派遣という働き方のミスマッチによるのか、複数の問題があるにもかかわらず原因を全部この法律に押しつける、これは違っているというふうに思います。

修正案の提案者の皆様にお伺いをしてまいりたいと思います。

今回、派遣法の修正案をおまとめになりましたその御努力に敬意を表したいと思っております。特に我が党の坂口さん、両党に働きかけつつ、御苦労されたとも伺っております。

少し前になるんですが、この派遣法の改正につきまして、我が党でもヒアリングを行いました。

まず、全国中小企業団体中央会をお呼びいたしました。このような見解でございました。例えば、こういう会社がある、繁忙期に六十人程度の派遣労働者を受け入れてアイスクリーム類を製造している中小企業の事例を引かれて、正社員六十人もとても雇えない、派遣法が改正されれば会社を閉じるといけない、小さい企業にはそれくらいの激震だという御意見もありました。

また、東京商工会議所の関口理事は、製造業にヒアリングをしたところ、派遣が禁止をされた場合、正社員を雇用するとの回答はなかった、このようにおっしゃっていました。

この登録型派遣の原則禁止、あるいは製造業派遣の原則禁止、修正案ではこれを削除されています。この理由についてお伺いをしてまいりたいと思います。

登録型派遣に関しては、不安定雇用だという指摘もございます。その実態を調べてみますと、就業継続を希望する人の多くが派遣として就業を継続されていて、常用雇用が多いということがわかる。派遣労働者に関しては即不安定雇用であるといった見方が根強く残っているわけなんです、これもある意味、誤解に基づく認識を変えることも重要かと思えます。

また、ヨーロッパの経済危機などの影響で歴史

的な円高に今なっております。製造業派遣が原則禁止となれば、雇用者の確保が難しくなると、製造業はますます海外移転をしていく。さらに、これらの派遣が禁止となりますと、製造業に携わっている九万人、一般事務等の業務にかかわる二十万人、計二十九万人が仕事を失う危険性がございいます。

こうした状況を考えますと、今回、民主党が修正案に合意をして、かつて自公政権が提出した改正案に近い内容の修正案となっていることは、私は大いに評価できると考えております。

そこで、この登録型派遣の原則禁止と製造業派遣の原則禁止規定を修正案で削除した理由について、提出者にお伺いをいたします。

○坂口(力)委員 お答えをさせていただきます。製造業を含みます登録型派遣の方というのはかなりたくさんおみえになるわけでありまして、その登録型派遣を選びたいという人もかなりおみえになります。けさ大西議員から出されましたアンケート調査を見ても、これは派遣労働者に対するアンケートだと思えますけれども、賛成者が四一・四％、反対が一五・三％、どちらとも言えないが四二・一％、こういう割り振りでございますから、かなりおみえになることは事実でございます。この人たちに与りましてこの働き方がなくなるといことは、その多くの人が職を失うということも考えられますので、これは非常に重要な問題だというふうに思っております。

しかし、逆に、この働き方に反対する人も一五％おみえになることも事実でありまして、正規雇用で働きたいというふうに思っておみえになる人の中にも、非正規しか働くことができない、そういう不満を持っていただいている人も多いことも事実でございます。

こういう人たちに對して、今後、どのように手を差し伸べていくかということもあわせてこれから考えていかなければならないというふうに思います。

昔は、国内の働き方におきましては、グローバル社会の現在とは違っていて、企業に対して、このようにすればいい、あのようになればいいということを言いますと、それに従ってもらわざるを得ないという結果になったわけでありまして、最近はそのうちありませんで、グローバル社会ですら、日本の国の中で厳しいことを言いますと、そうすると、国を選んで、諸外国で企業を行うということが行い得る状況になってきたわけでありまして、いわゆる企業の海外移転というものが非常に多くなってきたゆえんだというふうに思っております。このところをこれからどのようにしていくのか、できるだけ国内で企業が生産をする、企業活動をしていただくということを願います反面、しかし、この人たちが外へ出ていくことを阻止することもできないという状況であります。それでは、国としてやらなきゃならないことは何なのか。一つは、国内で企業が成長しやすい環境をつくる、これはもうどうしてもそういうふうにしていかなければならないと思えますし、また、新しい産業の育成ということも考えていかなければなりません。新しい産業が生まれやすい環境をどうつくっていくかということも重要だというふうに思います。

そして、企業に對しましては、やはり企業責任というものがあるわけですから、国内において自信を持って活動していただく、そういう環境を国としてもつくりまして、社会としてもつくりまして、何とかひとつ企業の皆さんも自覚を持って責任のある企業活動をしてもらいたい、こういうことをお願いすると申しますか要請する以外にありません。

そして、最近でも、ホテルでありますとかレストランでありますとか五つ星でありますとか、三つ星でありますとか五つ星でありますとか、そういう民間の評価も出ているわけですから、企業に對しても国民全体がやはり評価をするという時代が来ている。無理に押しつけるというのではなくて、私たちが企業活動のあり方を評価して

いくということによって、企業もやはり責任ある行動をとってくれるようになるのではないかと、そんなふうを考えている次第でございます。

余りしゃべりましてはあなたの時間がなくなりますから、これだけしておきたいと思えます。

○古屋(範)委員 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

国としての支援のあり方、しかし、規制強化だけではなく、それは産業の育成であったり、あるいは企業の側の責任であったり、また国民の企業に対する評価、総合的なものからやはり働き方というものを改善していくことが必要なのだ、このように感じます。

次に、日雇い派遣について質問してまいります。

自公政権當時も、日雇いに関してはさまざま議論をしてまいりました。特に、大手のフルキャストとかグッドウィル、こうしたところが、禁止されている港湾運送業務に派遣を行ったなど、事業停止等、処分を受けたこともございました。しかしながら、そういう中で、日雇い派遣というものも、大学生であったり、主婦であったり、副業としている正社員であったり、そういう方々にとつては必要な働き方でもあるということは認めざるを得ないと思っております。

今回、この日雇い派遣の原則禁止の緩和という修正案で、二カ月以内の派遣を三十日以内の派遣にした理由、そしてもう一つ、日雇い派遣の禁止の例外、政令で追加する雇用機会の確保が特に困難な場合等、これについて、具体的にどのような場合を指すのか、お答えをいただければと思います。

○田村(憲)委員 古屋委員から二問御質問をいただきました。

まず、日雇い派遣の禁止対象、これを三十日以内の派遣とした理由でございますけれども、これは、派遣元事業主が労働者に対して適切な雇用管理責任を果たすべき範囲としては、雇用保険の適用基準である三十一日以上ということの一つの目

安といいました。ですから、それ未満、三十日以内の派遣に関しては禁止とするというふうにしたわけであります。

それから、もう一点でありますけれども、雇用の確保が特に困難な場合ということでありますが、具体的には、六十歳以上の高齢者の方々、それから昼間学生ですね、学生さん、さらには副業として従事する者ということでありまして、生業があられて、土日、休みのときに働いたりですとか、事情があつて夜間働かなきゃいけない、こういう場合の副業、こういう方々、それから主たる生計者でない方、夫が主たる生計者で、奥さん、妻がそうじゃなかった場合、こういう場合を想定いたしております。

○古屋(範)委員 ほかに、求職中であつて、就職活動があつてどうしても日雇い派遣という形でしか働けないというような方々もいらっしゃるかもしれません。こうした国会での議論をぜひ政省令に生かしてほしい、このように思っております。

次に、労働契約申し込みなし制度について伺いをしたいと思います。

この労働契約申し込みなし規定、違法派遣等、派遣先で不適切な派遣受け入れがあつた場合、その時点で労働者が通告すれば派遣先から労働契約申し込みがあつたものとみなす、こういうものであります。本来、契約というのは両当事者の合意によるのが当然なんです、この規定は、不適切な派遣受け入れがあつた場合には、労働者が自分の雇用主は派遣先だと主張すればそのようになつてしまふ、違反が恣意的につくられるおそれがございます。

この規定が適用される五項目があるんですが、中でも、期間制限を超えての受け入れが一番の問題だと思っております。これによつて、期間制限を超えて派遣労働者を受け入れたら、そして、労働者がこのみなし規定を適用して主張した場合、派遣元と労働者間の雇用関係が、派遣先と労働者間の関係に一気に移つてしまふというわけであり

ます。

また、専門二十六業務と自由化業務の区分、これについても、期間制限の問題がどれだけ派遣の実情に合わず、わかりにくい状況なのかは、多くの有識者、関連団体などが指摘をしております。特に、昨年三月以降、長妻大臣当時に出された二十六業務の適正化指導のために、現場は非常に困つていた状況でもございます。

平成二十一年答申においても、使用者代表委員から、そもそも雇用契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設けることは、企業の採用の自由や労働契約の合意原則を侵害することからも反対だ、あるいは、派遣先の故意、重過失に起因する場合に限定した上で、違法性の要件を具体的かつ明確にする必要があると指摘をされております。

こうしたさまざまな問題が指摘をされているこの労働契約申し込みなし制度、今回、法の施行から三年経過後に施行するということに修正案が出されています。思い切つてこの規定を削除する、これには考えられないかどうか。このみなし規定について、お考えをお伺いしたいと思います。

○田村(憲)委員 労働契約申し込みなし規定、新たな規制であるわけでありまして、これに関しては、今委員がおっしゃられましたとおり、これは派遣先にかかってくる、そういうものでございまして、派遣先も派遣元もこれは大変危惧をしておる部分であります。特に、不意打ちで、急にだめだからといつてみなし雇用という話になれば、これはもう怖くて派遣という一つの形態を選べないというような話も我々も聞いてまいりました。

そこで、三年間は、やはりいろいろとこの問題に関して、議論も含めて、猶予期間をつくるべきではないか。三党で議論をする中において、今委員はこのみなし規定をやめたいいいじゃないかというお話もございましたが、一方で、必要だと言われる党もございまして、そこで、三年間猶予を置いて、そして、そこでじっくり考えながら三

年後の施行というものを考えたかどうかということ、このような形になつたわけであります。

特に、おっしゃられましたとおり、専門二十六業務の適正化プランというものが大混乱になりまして、この間までよかつたものが急にこれはだめだと言われると、もしこのみなし規定とこれが合致しますと、いいと思つていたものが急にだめ、そして、みなし雇用しないという話になると、もう怖くて使えないという話になりますから、これからこの三年間の間に、この運用に関してもそのようなことがないようにしっかりと議論を深めていくという意味での三年でもございませう。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

もうそろそろ時間でもございます。真に働く人のための改正、雇用関係の整備を求めまして、質問を終わらせていただきます。

○池田委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日の議題に入ります前に、小宮山厚生労働大臣に緊急のお願いがございますので、通告外ですが、よろしくお願ひをいたします。

実は、昨日の報道にもございましたように、赤ちゃんが飲む粉ミルクの中に、セシウム濃度が三十・何ベクレルという単位で報道されております。これに対して、今大変お母さんたちに不安が広まっております。

もともと、実は私は、八月の三日に、子供たちが飲む乳製品などについて、やはり厚生労働省としてきちんとすべきだということを願ひしましたが、四カ月たつてもまだそのようには実施されておらない。

実は、このケースは、たまたま春日部でつくられたミルクでございまして、三月に製造され、二本松のNGOの皆さんがお母さんたちから言われたはかつてみたところ高いということで、明治乳

業にまた情報を寄せて、明治乳業の方ではかられたということであります。

子供が毎日飲むもので、確かに三十ベクレル等々は今の許容値の範囲内ではございますが、例えばベラルーシなどでは子供にかかわる食品はすべて三十ベクレル・パー・キログラム以下。これは、最初にはかつたときは、実はこのミルクも五十でありました。極めて微妙なところを動いております。

大臣に早急に、国立食品安全研究所がございまして、これは抜き打ち調査などをやつておられると思ひますから、すべてのミルクについて、厚労省みずからはかつて公表される、とにかく不安を増大させないための緊急の措置が必要だと私は思ひます。

実は、この件は、今筆頭席にお座りの岡本さんがまだ政務官であつたところお尋ねし、十五商品、国立医薬品食品衛生研究所ではかつておると。ただ、一回きりなように思ひます。お茶でもそうですが、抜き打ちでも、はかつて高ければ問題にして、私たちはそれが流通に回らないようにしなきゃいけない。ミルクは特に、このまま放置したら、お母さんたち、子供に与えるものについて、混乱と不安が広がります。

早急に全メーカー測定していただきたい。自主に任せないで、自分たちではかつているから、それを公表するように伝えていきますということですが、客観性も含めて、今信頼が揺らいでおりますので、御検討いただきたいが、どうでしょう。

○小宮山国務大臣 明治乳業のその粉ミルクの件は、ちょうど三月に原発で事故があつたときに、外の空気を入れて製造する過程で入つたというふう聞いています。

今御紹介あつたように、今の数値がすぐに危険なものというのか、安全値の中のものであることは確かですが、おっしゃるやうに、今度新しい規制値をつくる中でも、乳児用のものについては厳しものにしてしようと思ひますし、ベラルーシのは、直後ではなくて、十何年かけて今の数値に

なつたとは聞いていますけれども、こちらで今とつてゐるのは、明治乳業の方にしつかりと、消費者の方が不安にならないように、正しい情報をお伝えするようにという指導はしているんですけども、おっしゃるような御懸念もあるので、どのようにしたらより安心をしていただけるかというところは検討させていただきたいと思ひます。

○阿部委員 この件は、各メーカー任せ、自治体任せでは広く国民の信任は獲得できないと私は思ひます。子供を抱えたお母さんの不安を考えれば、一刻も早く、そして、先ほど御紹介しましたように、国立医薬品食品衛生研究所ではかる手段はあるわけですから、即刻やつていただきたいと思ひます。

引き続き、本題に入らせていただきます。

きよう、午前中、この派遣法についての修正案が出されて、審議のいとまもなくというか、私に与えられた三十分弱の時間で事を決着していこうとする事の運びそのものにも、この問題が本当に今最も大事なところであるのに十分審議がされない、また当事者の皆さんからの御意見も伺えない、私は大変残念でありますし、特に、社民党としては、野党時代から御党とあるいは国民新党と挙げてこのことを求めてまいりました。そういう中で今回の法案審議、あり方も私は異議を申し上げたいし、また、中身についても大きく疑問がございます。

冒頭、大くくりなことを伺いますが、この三月十一日の大震災並びに原発事故の後、日本の国全体で見て、経済、雇用、社会情勢、どのように変わったと小宮山大臣は認識しておられますでしょうか。まず冒頭、これをお願いいたします。

○小宮山国務大臣 雇用情勢につきましては、東日本大震災の影響によつて、四月に被災三県を除く完全失業率が四・七％、有効求人倍率が〇・六一倍、雇用調整助成金の休業等の実施計画届の対象者がおよそ百八十三万人というように、悪化をいたしました。

その後、サブライチエーンの回復ですとか復旧

復興事業の増加などによつて求人がふえ、求職者が減少し、十月には有効求人倍率が〇・六七倍など、持ち直してきてはいると思ひます。

ただ、十月の被災三県を含めた完全失業率は、製造業の雇用調整や求職活動が活発化したことによりまして四・五％と、前月に比べまして〇・四ポイント悪化をいたしましたので、引き続き注視をしていかなければいけない状況だと思ひています。

非正規労働者の割合につきましては、リーマン・ショック後低下をしましたが、その後、上昇傾向で推移をしております。七月から九月は三五・三％になりましたが、こちらの方は震災前後で大きな変化は見られません。

また、賃金につきましては、平成二十二年に増加傾向で推移していた現金給与総額、これが二十三年三月に減少に転じまして、大震災後の四月に前年同月比一・四％減と減少幅が拡大した後、おむね減少傾向で推移している。

こうしたことを総合的に見ますと、一部には持ち直しの動きが見られますが、依然として厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

○阿部委員 私がお手元にお届けいたしました資料は、正規雇用と非正規雇用の推移ということですが、先ほどの御答弁で三五・三％、いずれにいたしましても、非正規雇用率はこれまでで最高値を示してございます。

失業率と申しますのは、非正規であれ正規であれ、求人と求職の差で出てまいりますから、ここに反映されなくとも非正規雇用がふえている。もちろん、失業率そのものも、さつき御答弁のように、被災三県を除いたりいろいろなことがございしますから、必ずしも全体をとらえたデータではございませんが、特に私は懸念いたしますのは非正規労働の増大ということで、このことが逆に私たちの社会の脆弱性を高めていくのではないかと

おめくりいただきまして、その次には、先般、戦後この統計をとり出してから最高の生活保護受給率である、二百五十万人であったと思ひますが、その数値とともに、一体いかなる世帯が生活保護を受給しておられるかということの累計を出しますと、御病氣であったり母子家庭であったり障害があつたりということも原因の一つでありまして、いづれもふえておりますが、特にふえておりますのが、その他の世帯と呼ばれるもので、これは十年前、平成十二年度と比べますと、当時七・四％、これが累計で一六・二％。簡単に言えば、働く盛りの年代あるいは世帯が生活保護を受給せざるを得なくなつてゐる。非常に社会的に問題が広がつておるのだと思ひます。

特に、私は、小宮山大臣とは女性の働き方というところでこの間もいろいろと一緒に仕事できたことを幸運に思ひますけれども、多くの派遣が、特に登録型、これは専門業種も一般業種もございしますが、女性の若年、例えば厚生労働省がおつくりになつた資料ですと、女性でとりまして、二十五歳から二十九歳が一・九％、三十歳から三十四歳が二・四・九％、三十五歳から三十九歳が一・七・四％と、こだけ集計いたしましたも六〇％弱でありましようか、まあ五〇％は超えるという値になつております。よく言われるM字型カーブのまさにそのM字に当たる部分が多く派遣で働き、登録型派遣になつておるんだと思ひます。

こうした実態を大臣はどうお考えになり、今回の登録型派遣の削除ということが、逆にどのような影響を与えるとお考えになりますか、この点についてお願いいたします。

今まで御質疑の皆様は、雇用、経済情勢も悪いから、その間、例えば派遣でしのご、あるいはそこに職があるということも含めて、とにかく働くということに近づけるためにも、派遣のことを今扱つて逆に厳しくすべきでないということであろうと思ひますが、簡単な言い方で済みませんが、私は、逆にこういう時期だからこそ、これはもう社会の持続可能性にかかわつてまいります、非正規雇用が三分の一、生活保護が二百万人以上で、働く世代がそこに行つてしまふというのは、私は、何らかの手だてをしなければならぬし、そのための派遣法の改正であつてほしいと思ひます。

○小宮山国務大臣 今阿部委員がおっしゃつたのと同様の問題意識を私自身は持つております。

ただ、今回、ここが削除になつたというのは、先ほどの審議でもありますように、今の、大震災の後のさまざまな雇用情勢の中で、やはり、そこで働いていらつしやる方の職を奪つてはいけな

ないというふうな意味合いもあつたかと思ひます。

ただ、問題意識は、今委員がおっしゃつたことと私はほぼ同様の問題意識を持つておりまして、生活保護の中でも、やはり、おっしゃつたように、働ける、特に二十代、五十代、六十代のあたりの方たちが生活保護になつてゐる。そのところでは、求職者支援とか寄り添うとかいろいろな形でとにかく働いていただきたい。

私は、今回の改正の中でも、労働者を保護する部分は強化をされている部分もあると思つておりますので、しっかりとそのあたりはフル稼働させて、今、全体の社会保障の改革の中でも、多様な働き方とかあるいは格差をなくすとか、いろいろな意味合いで、非正規の方に対する社会保険の適用とかいうようなこともしようと思ひます。

そうした全体の政策の中で、そういう弱い立場で働く非正規の方、特に、女性の問題としては以前からあったのが、今、こういう働き方が問題になつてゐるのは、男の人もなつたから問題になつたのだという意識もございしますので、特に弱い女性のところについては、この法改正だけではなくて、さまざまに目配りをして、なるべくその働きがしっかりと均等に評価をされるということも含めまして、取り組んでいきたいというふうに考えています。

○阿部委員 きょうは、いろいろな方が派遣労働のアンケート調査の結果をお出しになりました。大臣の御答弁の中では、アンケートというのはそのとり方で変わつてまいりますし、どういふものであるのか考慮が必要であるとおっしゃつて、私も、そのとおりだと思ふんです。

例えば、派遣にかかわります業者の皆さんがとられたアンケートがきょう何人かから御紹介があられた派遣労働者実態調査結果の概要というものがございします。これは平成二十一年の八月五日に発表されておりますが、約千人余りの派遣労働者に直にアンケートをとりまして、その中で、例えば派遣労働に何を問題と感じておられるのか、そういうことをとつたものでございします。

そういたしますと、先ほど来、御披露のいろいろなアンケート結果とは全くと言っていいほど逆さのデータが上がつてまいります。

例えば、派遣労働者からの苦情、困つたこととして最も多いのは人間関係やいじめが三九・五％と、同じ職場に身分や立場が違うという方がいることによるあつれきが、より強く派遣の方に向かつてゐる。それと、私はもつと問題と思ひますのは、例えば、派遣労働者を正社員に採用する制度がない事務所と申しますのが八六・五％なんです。この調査した事務所のうち、全体の八割から九割は正社員にする制度がない。

すなわち、先ほど来、望んで派遣をやつてゐるやのお言葉でありましたが、私は、一方で正社員

になれるための制度がない中で、どうやって女性たちがより自分の身分を安定して働き続けられるだろうかと。

逆に、今回ぜひ小宮山大臣にお願いしたいのは、この調査、平成二十年でありますから、毎年、例えばパート労働者の調査とか、テーマを変えて大変丁寧なアンケート調査をしておられますが、もう三年もたつておりますし、震災の後にもなりました。そして、今回の震災があつたからこの派遣法はこういう形でなければいけないのだという修正提案には私も立場を異にします。で、まず、実態の把握のために、改めて、この年度、平成二十年と比肩し得るような実態調査をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 実態調査をするには、ある程度の準備期間を持つて、ことし何をするというふうにやつてゐるかと思ひますが、なるべく早い時期にそうした実態調査ができるように検討させていただきますかと思ひます。

○阿部委員 私がこのように申しますのは、国会で審議をするとき、お互い立場は違ひますけれども、それに向けて最も客観的な実態ということがベースになつてと本場に働く人のためにならない。何よりも今回の法改正は労働者保護の観点とつたわれておりますが、余りにも、本人の、当事者の皆さんのお声を酌むことがない。例えば、この審議でも、参考人に来ていただいてもよかつたと思ひますし、こんなに拙速にきょう決めずともいいのだと思ひます。間違つた方向に変えてしまふと取り返しがつかないのではないかと私は懸念します。

そして、ここで修正案の提案者にお伺ひいたしますが、今回、私が今お尋ねいたしました登録型派遣の原則禁止の削除以外に、削除が多いんですが、製造業派遣の原則禁止も削除ということでございします。これも、るる経過を申し述べるともなく、製造業現場の派遣がもたらしたさまざまな社会的混乱ということにつとつてそもその案が、政府案があつたわけですが、修正提案者の皆

さんは、今回修正提案者の皆さんがお出しになつたような法改正によつて製造業現場の派遣はふえると思つておられるか、あるいは、これまで指摘されてゐた多々の問題をどのように組み込みながら対処なさるおつもりかについて、修正案の提案者にお伺ひいたします。

○田村(憲)委員 委員の御質問、ずっと先ほどから聞いておりました。

日本の国の今の経済状況、これは、今いいますか、こ二十年、二十年の状況なんだろうと思ひます。それから、それに合わせた労働雇用環境というもの。さらに申し上げれば、非正規という概念は、当然、派遣だけではなくわけでありまして、派遣はごく一部であるというようにことを考えれば、非正規という働き方全体をどうするかということも議論をしていかなければならないんだろうと思ひます。

その中で、製造業派遣原則禁止、これを削除した影響が、どういふ影響が出るかということですが、委員と意見が合うかどうかわかりませんが、けれども、原案が通りますと、対象になる製造業の方々が約九万人、この方々が今の形態では働けなくなるわけでありまして、当然これを削除することによつて、この九万人の方々の職場は守ることができるといふふうに考えております。

それから、ふえるかどうかという話なんですけれども、これは予想です。何とも言えませんが、ただ、この法律がずっと国会で継続になつておりますから、当然、製造業の現場において将来派遣というものが禁止になる可能性が高いということになれば、積極的に派遣という手法で雇用というものを募集することができなくなるわけでありまして、そういうことから考えれば、こういう形の法案に修正されれば、また製造業の現場において、派遣という働き方に対して前向きに考えられる経営者の方々はふえるのではないかとはいふふうに思ひます。

○阿部委員 製造業現場における派遣は余りにも問題が多かつたことがこの出発点ですから、も

し修正案のような趣旨であつても、私は、かなりこれは厳密に、そして問題点を共有しながら進まないで、逆に社会混乱がまた増大するだけだと思ふんです。

これは政府にお伺ひいたしますが、例えば今、震災からの復興期にあつて、いろいろな工場がまた立ち上がりながら操業を開始していくときに、そうした急激なニーズについては製造業現場でも派遣という形態がとりやすいのは事実であります。しかし、また一方で、これは被災地が、特にそれゆゑに将来そうした非正規雇用の方たちの比率が高く、社会として不安定になつてしまつたのでは、本当の力強い復興ではないんだと思ひます。

政府として、もし修正案のような形になつた場合、この点についてどのような策をお考えなのか、私は大変懸念いたします。もちろん、回復過程が必要であるという理由も一方であることは承知してあります。しかし、その非正規の形態が固定してしまうこともまた可能性として高いと思ひます。経済がなかなか回復していないことを理由にするならば、法はどんな社会を目指すかという到達点を明示した上でやるべきと思ひますので、この点について政府のお考えをお伺ひいたします。

○牧副大臣 おつしやるとおり、非正規の比率が高い社会というのが必ずしも好ましい形であるとは思つてもおりませんし、阿部先生とも一緒にこれまで政府原案について取り組みを進めてきた立場から申し上げれば、当然、政府原案についても、皆様方に御理解をいただく中で、速やかに成立をさせるべくこれまで進んでまいつたわけでありします。

この法律の仕組みそのものを申し上げるまでもないんですけれども、派遣労働者と派遣元と派遣先の三者の関係を規定するわけでありますけれども、あくまでも派遣労働者の視線から、その目線から取り組みを進めるということは委員と私どもとは全く同じ観点だと思ひます。

そして、先ほど修正案提出者からもお話がありましたけれども、今、例えば急激な円高という状況の中で、製造業に働く派遣労働者の皆様方の働く場所そのものが空洞化をしまつたんでは元も子もないということ等を考えますと、今回の修正についても一定の理解をせざるを得ないのかな。

そしてまた、被災地のお話も出ましたけれども、一日も早く本当の意味での長期雇用、安定的な、産業の発展と相まつた雇用の場をつくり上げることこそが急務であつて、今私たちはそこに取り組むべきだと思つております。

○阿部委員　せんだつてこの委員会で震災被災地の視察に行かせていただいたときも、多く、職を求める側は、やはり正規のしつかりした、だつて先が見通せないのでは復興に立ち上がることもできないわけですね。ここは、苦しくとも、今私どもの国はやはり方向性を定めて、製造業の派遣は原則禁止という点で、その年々の中の多少の移動はあつたかもしれませんが、でも、そうしないと復興にとつても本来の計画性が立たないと私は思つております。

最後に、日雇い派遣の件について伺います。これも、修正案の皆さんは、三十日というところで区切られました、政府提案は二カ月ですが、私が思いますに、この間、すなわち二カ月未満の方が逆に社会保険に加入をしておられない状況が多く、そこが一番問題なのではないかと思ひます。

お手元の資料を開いていただきます。

例えば国民年金を例にとりますと、いつも申し上げますが、今や国民年金は自営業者のための年金ではなくて、約三九%余りが働いているのに国民年金ということで、そのうち、特に常用雇用よりは臨時とかパート、ここは派遣の中の登録型なども含まれると思ひますが、正しいデータではないかもしれせん、大ぐぐりですので、でも、見ますと、二六・一%。すなわち、本来、勤労者性、働いている、雇用関係を持ちながら社会保険に入っていないという人の問題が、今や国民年金

や国民健康保険の最大の問題であらうと思ひます。

田村委員にお伺いいたしますが、二カ月を三十日とした場合に、こうした問題がさらに私は定着というか沈殿してしまうのではないかと思ひます。その懸念について、御答弁をお願いいたします。

○田村(憲)委員　二カ月を一カ月、一カ月といいますが三十日以内というふうにしたわけでありますが、この理由というのは、先ほど古屋委員に対して御答弁をさせていただきまして、

そうすると、その間のところが、いろいろな意味で、社会保険等々を含めて問題が出てくるのではないのかというお話でございました。

基本的に、これを修正しなかつた場合に、その間の方々がどのような雇用形態の中で働かれるかということにかかわる問題でありまして、同じような形で、例えば有期で働かれれば結果としては同じであるわけでございますから、そこはやはり、長期で働かれるのか、それとも短期で働かれるかというところが一番の論点になると思つておりますので、そういう意味では、委員の御指摘もあるわけでありまして、我々は、この影響というものはそれほど大きな影響ではないのではないかとこのうふうに思つております。

○阿部委員　これも実態が把握されていないところでの予測になり、私もそこを強く懸念します。

最後に一つ申し添えますが、実は、修正案の中にあります雇用の確保が特に困難な場合等々は、副業として従事する者や主たる生計者でない者などのように特定するやの御答弁でありましたが、実は、厚生労働省が取り上げられました前回のアンケートで、何と、派遣労働の九一・〇%が、自分が生計の主たる担い手であるという回答もございします。

この修正は、逆に言うと、日雇い労働の問題の不安定性に加えて、さらに派遣労働で働く皆さんの状況を悪化させるものと思ひまして、私どもの

党としては到底賛成しかねるし、せつかく政権交代したのに、ここに戻つてしまふということが残念でなりません。

以上で終わらせていただきます。

○池田委員長　次に、柿澤末途君。

○柿澤委員　みんなの党の柿澤末途でございます。

派遣法改正案、まず、そもそも、現政権の発足時に民主、社民、国民新党で三党合意して最重要法案に位置づけてきた法案を、延々六国会も継続審議にしていたわけですね。それを、水面下の修正協議で、気がついたら、製造業派遣、登録型派遣、日雇い派遣の原則禁止というこの修正案の目玉である部分を基本的に削除してきようの修正案のきようなものを共同提出で出してきた、しかも、きよう一日、朝と夕の細切れ質疑でそのまま採決してしまふという、本当に信じられないやり方だというふうに思ひます。

私は、派遣法改正案原案にある製造業派遣の禁止、登録型派遣の禁止、日雇い派遣の禁止等の規制強化は、現に派遣で働く人たちの雇用の安定化につながるどころか、かえつて派遣という就業形態で働く道を閉ざしてしまいかねない、こういうふうな、いち早く、再三再四、繰り返して、これでもかこれでもかと指摘をしてまいりました。

私は、代表的な例が、長妻大臣当時から肝いりで進められてきた専門二十六業務派遣適正化プランだと思ひます。これによつて、それまで安定的に派遣で働いてきた人たちが、労働局の指導によつて、あなたは違法労働です、そうやつて働き続けることができなくなつてしまつた。その結果、私から言わせれば、十万人もの官製派遣切りが生まれたとこれまで言つてまいりました。

きようの自民党の加藤理事の質問を聞いておりまして、自民党さんも私たちと同じような考え方を持っているように思われます。しかし、今回、自民党さんは、修正協議を通じて法案から大骨を抜いた上で、修正案の提出者に名を連ねておられるわけですね。

私は、正直、民主党さんも自民党さんも、労働者派遣法改正案を廃案にしたという批判を受けるのが怖くて、事実上、修正により、ほぼ法案の内容を無内容化した上で、法案を通すことにしたんだらうというふうに思つております。民主党は、最重要法案と言つてきた法案が廃案になると現政権のダメージになる。一方、自民党さんは、派遣法改正案を廃案にして、弱者に冷たい政党だ、こういうイメージを持たれるのは困る。要するに、両党とも、内容はともかく、派遣法改正案を通したという名目上の結果を求めていた、そういうことではないかと思つております。

それでもなお、私は、労働局の裁量行政により、むしろ派遣労働の不安定化をもたらすような条文が修正案の中に残つていいると思ひます。私は、自民党さんも、修正案提出者でありながら、内心ではそういう懸念を持っているのではないかとこのうふうに思つております。

そこで、修正案提出者の田村先生にお伺いをしたいと思ふんですけれども、本修正案の成立が労働者の雇用の安定にどのような資するといふふうに考へているのか、お伺いしたいと思ひます。

○田村(憲)委員　先ほども違う観点から阿部委員の方にお答えをさせていただいたんですけれども、これは、原則禁止であるという原案の製造業派遣それから登録型派遣というものを、そうじゃなく削除というようにしましたので、そういう意味では、今現行、そこで、この原案が通れば働けなくなる方々、こういう方々は、当然今のまま働けるというふうな形になると思ひます。

何よりも、今、五度ほど継続審議というお話がございました。今の国会の状況を勘案しますと、特に衆議院でありますけれども、これを廃案にするということが非常に難しい。そういう状況の中において、これは委員も我々と同じ意識を持つていられる部分、結構重なり合う部分が多いと思ふんですけれども、いかに問題のある部分を削除というか訂正をして憂いをなくすかという意味からすれば、問題のあるところを修正した上でこの法案

を通した方が問題としては少ないのではないか、
こういう考え方をした上で、今回、修正協議を
いたしまして、このような修正案を出させていた
いた、こういうことであります。

○柿澤委員 田村先生の真意がよく伝わってくる
答弁だったと思います。

私は、この間、統計の数字にあらわれる派遣労働者の意向や派遣労働の就業現場の実態を見ずに、いささか思い込みに基づく議論が行われて、それに基づく法改正議論が行われてきたと思っております。今や、大骨を抜いた修正が行われて、派遣法改正案は、もともとの原形をとどめていないものになっている。

この際、むしろ本法案を取り下げて、有期雇用をめぐる制度に関する総合的な検討を行った上で法案の出直しを行うべきではないか、本来そうあるべきではないかというふうに、これも田村先生はそう思っているんじゃないかと思うんですが、ぜひ御見解をお尋ね申し上げたいと思います。

○田村(憲)委員 三党協議をしている中でこういう修正をしてここに出させていたでいて、非常に出し直すという考え方は一つあるとは思いますが、しかし、先ほど申し上げたとおり、今の衆議院の状況がそういう状況ではございません。ですから、そのようなことは可能ではございませんので、その中における選択として、今回のような選択をしたということであります。

○柿澤委員 はい、よくわかりました。

今回の修正案では、いわゆる製造業派遣、登録型派遣禁止についての規定が条文から削除されて、附則の検討事項に回されております。附則の検討事項では、そのあり方について速やかな検討を行うということになっている。

とすると、これは製造業派遣、登録型派遣の禁止または制限が、将来的な方向性としては引き続き考えられているということなんでしょうか。それとも、禁止や制限をそもそもするのかもしれないか

という点から立ち返って検討すべき、そういうふう
に考えているんでしょうか。これも田村先生にお
伺いしたいと思います。

○田村(憲)委員 今回の提案者田村としての考え
方を申し上げますけれども、そもそも製造業派
遣、登録型派遣の禁止というものに対して大変な
危惧を持っておったものでありますから、今回の
修正をしたわけでありまして。

そういう立場からすれば、速やかな検討を行う
ということの中において、これが再び同じような
方向で、原案のような形になるというのは、これ
はよほど何か大きな環境の変化が起これば別かも
わかりませんが、今のところはそういう方
向ではないんであるという思いの中で、このよ
うな形で進めさせていただいておるということ
でございますので、そこは御理解をいただきなが
らと思ひます。

ただ、表向きは、白紙の中で検討をするとい
うことであらうと思ひます。

○柿澤委員 表向きはという御答弁をいただい
ても、ちよつとこちらでも受けとめるわけであ
りますけれども、いずれにしても、今御答弁をい
ただいたのは、この製造業派遣、登録型派遣の禁
止ないしは制限、こういったことを前提に置いて
この検討が加えられるわけではない。むしろ、白
紙、ゼロベースでこれ考えるべきだということ
ろまで立ち返つてこの附則の条項がある、こ
ういふ認識を語っていただいたんだと思ひます。

私たちは、製造業派遣の一律の禁止という
は、ILO条約一八一にも違反している可能性が
あるというふうにも思ひますし、それがもたら
す経済や雇用への悪影響も相当大きいという
ふうに思ひます。これは、ぜひゼロベースに
立ち返つて考える、田村先生、来年は皆さ
んが与党になる可能性も十分あるわけ
ですので、ぜひそうした立場に立つて、
これからの検討を加えていただければ
と思ひます。

さて、日雇い派遣の禁止の例外についてお伺い
します。

今回、高齢者、昼間学生、副業として日雇い派
遣で働く人、主たる生計者以外、この四類型が日
雇い派遣の禁止の対象外となるというふう
に聞いております。そこで伺うんですけれども、
高齢者というのは何歳以上のことをいうのか、
お伺いをいたしたいというふうに思ひます。

○津田大臣政務官 柿澤委員にお答えを申し上げ
ます。

この日雇い派遣につきましては、派遣元の雇用
管理責任が十分に果たせず、法違反の可能性も
高くなることから、原則として禁止し、派遣労働
者の保護を図ることになっているわけござい
ます。

この例外について、今般の修正案で、高齢者を
追加するとの議論があるというふう
に承知をいたしております。この修正案が成立
した場合、労働政策審議会
で御議論いただき、具体的な年齢等
を規定することとなるわけござい
ますが、政府としては、三党の御議論を踏まえ、雇
用の機会の確保が特に困難な六十歳以上と
することが適当と考えているわけござい
ます。

なお、現行法上、専ら派遣の例外として、六十
歳以上の者と規定があるわけござい
ます。

〔委員長退席、長妻委員長代理着席〕
○柿澤委員 そうすると、六十歳以下の人は、例
えば失業中ないし求職中で、当面日雇い派遣で働
きたい、こういう人は今後は働けなくなるという
ことですね。

もう一つ、リクルートワークス研究所が今月、
第二回日雇い・短期派遣労働者の就業実態調査と
いうのを公表しております。それによると、日雇
い派遣を専業として働いている方が全体の八・
五%おります。今後、この方々は、日雇い派遣で
働き続けることはできなくなるわけですね。

こうした方々がより安定的な別の仕事に就業す
ることができるよう、どういった施策を用意して
いるんでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○津田大臣政務官 お答え申し上げます。
日雇い派遣を原則禁止することにより、それ
まで日雇い派遣として就労していた派遣労働者の

雇用の確保を図っていく、これは大変重要な課題
でございます。

具体的には、日雇いという就業形態を望む者が
スムーズに日雇いの直接雇用の求人を探すことが
できるようにする。これは、有料職業紹介事業の
整備を促進していくということが大変重要である
というふう
に思っておりますし、モバイルに対応
した、日雇いの直接雇用の求人検索できるシス
テムを構築する。そういうことと
ともに、これまで日雇い派遣で就業していた者が安定的な別の就
職の機会を早急に得られるよう、ハローワークに
特別の相談窓口を設置し、担当者制による一貫し
たきめ細かい職業相談、職業紹介等の支援や、求
職者支援制度を活用することにより、日雇い派遣
で働いていた労働者の安定した就職の実現を図り
たいというふう
にいたしております。

○柿澤委員 これは、去年の派遣法改正案の審議
でも申し上げたんですが、この出口とい
いますか、規制が行われた結果、今までの就労形
態がとれなくなる人に関してどう
いう対応がなされるのか。それがなければ、た
だ大きな不安を与えるだけではないか、
こういうふうにも思っております。

次に、労働契約申し込みのみなし制度について
お尋ねします。

この規定の施行期日を半年から三年後に延ばす
修正を行っております。その理由についてお伺い
をいたします。

○田村(憲)委員 先ほどもお答えをしたんですが
れども、このみなし制度というものは、派遣先に
大変厳しい規制になるわけでありまして。

そういう意味で、まだ十分にその運用も含めて
周知がされていない中において、例えば、急に抜
き打ちでこれを適用されますと、ただでさえ、先
ほど来委員もおっしゃっておられます専門二十六
業務などの方々は、厚生労働省、長妻大臣のとき
の適正化プランにおきまして、非常に現場が混乱
をしたわけでありまして。そして、この結果何が起
こったかという、急に、これはだめだ、あなた

方は違反の疑いがあるという指導が来ておるわけなんです。

突然、これがみなしに適用されるという話になりますと、これはもう危なくて派遣という形態を選ばないという話になってくるわけでありまして、そこで働いておられる方々も、雇用というものが失われていく。いや、その方はみなしで、御本人が望むかどうかは別でありますけれども、直接雇用になるかもわかりませんが、当然、そういう形態を企業が選ばなくては、そういう職につく方々、派遣労働者の方々が、職が失われていくわけでありまして。

そういうことを考えたときに、やはり、この制度がどういう制度かということも含めて周知徹底できる期間がまず必要であろう。そのためには、法施行から三年間ぐらい、みなし規定というのが適用されるまで三年間ぐらいの、施行されるまでの間の期間が必要であろう。

しかも、同時に、この三年間の間において、今申し上げたような、急に抜き打ちで、これはみなし規定を適用しますよというようなことが起こっては困るわけでありまして、そういうことが起こらないような運用というものも考えていかなければならないであろうということでございます、この三年というものを置いたわけでありまして。

○柿澤委員 私、この労働契約申し込みなし制度も、後から改めて申し上げる専門二十六業務適正化プランによる行政指導と同じように、運用次第では、いたずらに労働局の裁量行政の余地を拡大させて、結果、派遣を雇用する事業者にとつて予見可能性の低い、派遣なんて、いつ何を言われるかわからないから危なっかしくて使えない、そういうものになってしまう可能性が十分あると思います。

私は、今の御答弁を聞いておりまして、労働契約申し込みなし制度について、本当にこれが必要で、なおかつ、有効な、望ましい制度であるかどうか、こういうことを再検討して、この制度そのものをやるかやらないかということも含めて

三年後まで考える、こういう趣旨が含まれているようにも今の答弁を聞いていて思いますけれども、そうした形での再検討が行われる可能性があるというふうに田村先生は思っているしやいませうか。

○田村(憲)委員 私が思っているかという御質問でしたので、私の感想といいますか考えを申し上げますけれども、この労働契約申し込みなし規定というのは、やはり、採用の自由でありますとか、また労働契約の合意原則からいたしまして、ちよつと問題があるのではないかとこの意見も多くあります。私自身も、こういうものでペナルティーをかけること自体がいいのかどうかというようなことは思っております。

そういう意味で、この三年の間に、このみなし規定自体がなくなるといふことも含めて、労政審の方でしっかりと議論をいただければありがたいな、こんなふうに思っております。

○柿澤委員 御答弁をいただきました。

こうやって一つ一つ確認をしてみると、修正案提出者、田村先生ですけれども、自民党の修正案提出の真の意図というのは、事実上、これまで継続審議を重ねてきた政府提出の派遣法改正案というのを極めて廃案に近い状況に持ち込む、そういう意図に近いものがあるのかなと。こうやってお話を聞いても、うなずいておられるわけでありまして、こういふふうな認識をさせていただきます。

改めて、専門二十六業務適正化プランについて伺いたいと思います。

はつきり言つて、これで十万人の官製派遣切りが生まれた。リーマン・ショックどころではないというふうな思っております。前々から何度か申し上げていますが、適正化プランの対象となった派遣労働者で派遣先への期間の定めなき直接雇用に移行したのはたつた〇・二九%。そして、全体の八六%が、少なくとも一時的には転職か失業を余儀なくされている、こういう数字が出ているわけです。

昨年度の労働者派遣事業報告の集計結果、速報版が九月に出ましたけれども、派遣労働者は一・六%減の二百六十七万人になっております。しかし、常用派遣というのは、一般労働者派遣事業でマイナスイ・二%、特定労働者派遣事業で六・〇%減。派遣全体の一一・六%の減少幅と比べると、余り減っていないわけです。この常用型は比較的安定をしている。

一方、登録型派遣については一五・一%減。これは、景気動向に依りて、ある種の雇用のバッファの役割をこの登録型派遣は果たしている面がありますので、減少幅がこういう状況で多いのはやむを得ない面があると思います。

問題は、同じ常用型であるにもかかわらず、専門二十六業務に従事した派遣労働者だけは、何と一年間で一九・三%も減っているんです。結果として、この一九・三%という大きな落ち込み幅というのは、まさに、専門二十六業務適正化プランを実施していつて、労働局の行政指導によつて雇用打ち切りになった、あるいは、二十六業務適正化プランが進行しているから、こういう形の雇用はもうやめようということになった、こうしたことが大きく影響しているのではないかとこのふうな思いをします。

認識をお伺いしたいと思ひます。この専門二十六業務適正化プラン実施の成果について厚生労働省はどのように考えているのか、お伺いします。

○小宮山国務大臣 委員の御見解は承りました。が、ただ、これは、適正化をすると、専門二十六業務が決まっているわけですから、そこにちゃんとまらなないものがあるのはやはりおかしいわけなので、例えば一般事務と区別がつきにくい事務用機器操作とかファイリングとか、こういうところで実態が専門性のないものについて、そこをチェックしているというので、これは当然行うべきことだと私は思っております。

今おっしゃいました、全体に数が減っているということは、午前中も、午後からも答弁したかと思ひますけれども、やはりリーマン・ショックそ

のほかの景気状況で減っている部分もございまして、必ずしも委員がおっしゃるような形が理由で減つたものというふうには認識をしております。

○柿澤委員 午前中の質疑で、この専門二十六業務について、やはり問題もあった、そして、あり方について見直していかなければいけない、こういう御答弁もされていくと思うんですけれども、それはそれで進めていくということの間違ひないですね。確認させていただきます。

○小宮山国務大臣 専門二十六業務についての検討はもうこれからしてまいりますけれども、現在は、今二十六業務種であるのでありますから、その中がきちんと行われるようにしていくのは当然のことだというふうに考えています。

○柿澤委員 これは、残念ながら認識としてすれ違ひの部分もあるというふうに思ひます。

しかし、この長妻大臣肝いりで始められた専門二十六業務適正化プランによる行政指導が現場でどのように言われてきたか。きょうの質疑でも御答弁でも出ましたけれども、それこそ、指導官が全国に二百人いて解釈が二百通りあると言つてもいい、この人がいいと言つても異動で人がかわると違ふことを言ひ出す、こういう先進国とも思えないような裁量行政がまかり通つている、こういうふうな現場では言われてきたんです。

あわせて申し上げますけれども、偽装請負に関する三十七号告示についても全く同じであります。これでは怖くて派遣なんて雇えない。こうやって、派遣を雇う、派遣で働くという選択肢を狭めて、結果、大量の官製派遣切りを生み出したきたのが現政権のこれまでの政策だったのではないかとこのふうには私は思ひます。

大臣にこの点も認識をお伺いしたいと思ひます。すれ違ひになるということを感じつつお伺ひいたしますけれども、この二年間、現政権が続いている間の派遣労働者の二年連続の減少というのは何が原因だというふうな考えておりますか。

〔長妻委員長代理退席、委員長着席〕

○小宮山國務大臣 先ほども申し上げたように、リーマン・ショックを初め、今の経済情勢が一番大きな原因だと考えています。

○柿澤委員 リーマン・ショックが原因であるとするれば、二〇〇九年以上に二〇一〇年がたつと、しかも特定の分野に偏った形でこの派遣労働者の減少を生み出している、こうした状況を説明できないのではないのでしょうか。やはり私は、こうした現政権の政策のある種のゆがみがこの状況をもたらしている、こういうふうには言わざるを得ないというふうに思います。

ちやぶ台を返すようになりすけれども、はっきり言って、関係者の目はもう派遣法には向いていない、今、労政審で法制化に向けて議論が行われている有期労働契約法制の方に向いている、これが現状の実情だと思います。

有期契約の締結理由を限定するいわゆる入り口規制、契約期間と更新回数の上限を定める出口規制等が議論の対象となっているわけですが、しかし、この有期労働契約法制については労使双方の意見の隔たりが余りにも大きくて、八月三日の中間整理でも、いわば両論併記をせざるを得ない、こういう形となっています。

この中で派遣はどういう取り扱いになるのかというところが大変注目的になっています。派遣元との雇用契約期間が継続して上限を迎えた場合、その派遣労働者との雇用契約を無期契約に転換することが義務づけられる、こんな話もあるようでありすけれども、そんな形になるということを考えておられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○津田大臣政務官 柿澤委員にお答えを申し上げます。

有期契約労働者につきましては、一般的に、正社員と比べて、雇用の不安定、待遇等の格差、職業能力形成が不十分等の課題が指摘をされているわけでございます。このため、有期労働契約のあり方につきましては、派遣労働者を含むすべての有期契約労働者を対象として、現在、労働政策審

議会が御議論をいただいております。年末を目途に一定の方向性を定めていきたいというふうに考えております。

この有期労働契約で雇用できる期間の長さを制限するかどうか、こういうことについて、あるいは、そのようなルールの可否を含めて精力的な御議論をいただいている真つ最中、まさに議論が伯仲しているというふうにおっしゃいましたけれども、そういう真つ最中でありすので、この検討の結果を踏まえて必要な措置を講じていきたいというふうに思っております。

これまでのところ、派遣労働者について特別な取り扱いを設けるべきとの意見は、労使いずれからも表明をされておられません。また、この有期労働契約の議論は、派遣労働者の場合は、あくまでも派遣元と労働者の間のルールのあり方の議論であるというふうに承知をいたしております。

また、派遣契約の上限違反があった場合、派遣法改正法案においては、派遣労働者に対し無期契約を義務づけたり無期契約に転換するなどの措置を講じてはいたしません。しかし、労働契約申し込みなし制度により、派遣先に直接雇用されることによる雇用の安定を図ることにしているわけでございます。

さらに、現行法でも、派遣先の直接雇用へと移行させることを目的として、派遣受け入れ期間の制限に抵触することとなる最初の日以降継続して派遣労働者を使用しようとするときは、雇用契約の申し込みを派遣先に義務づけているわけでございます。

○柿澤委員 今、年末を目途に一定の方向性という話でありますけれども、一般的な概念でいえばもう既に年末でありまして、来年の通常国会に法案を出すような話もあるというふうにも聞きます。

しかし、まさしく津田政務官からもお話がありましたとおり、労使の伯仲とおっしゃいましたが、隔たりが大きい中で、そのようなスケジュールでこの法案提出までも進めていくということ

なんでしょうか。これをお伺いしたいと思ひます。

○津田大臣政務官 この手の問題の議論というのは、労使が最初からまとまるということとはございません。伯仲した議論が行われるのは、いつの場合も同じでございます。同時に、やはり議論を詰める中で一致点をつくっていくという努力もされているわけございまして、私どもは、そのようなことなることを期待したいというふうに思っております。

○柿澤委員 法案提出のスケジュールをお伺いたつてもりだつたんですけれども、既定の方針どおりだということだと思ひますので、通常国会に法案提出も視野に入れながらこういう検討が進められているということなんだと思ひます。

結局、政府・民主党も、恐らく連合も、こっちの方に主たる関心が移つてしまつていくわけですね。だけれども、派遣法改正案を廃案にしたという人聞きが悪いから形だけは通しておこう、そういうことなんじゃないかというふうに思ひます。こんなイメージ戦略の道具のような法改正で影響を受ける労働者も事業者もたまたまない、そのことを申し上げさせていたたいて、質問は終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○池田委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

きょうは、労政審の諏訪会長においでいただきまして。大変忙しい中、また、このような時間帯に、まげて御出席いただきましてことに、大変感謝を申し上げます。

早速質問をさせていただきます。

今回審議に付されている政府案は、平成二十一年十二月の労政審答申「今後の労働者派遣制度の在り方について」が基礎になっています。これに先立つ十月七日付の厚労大臣の諮問では、「いわゆる派遣切りが多く発生し、社会問題化するなど、派遣労働者をめぐる雇用環境に大きな変化が生じたところである」、こうした認識が示されて、

新たに、製造業派遣や登録型派遣の原則禁止、違法派遣の直接雇用の促進、いわゆるみなし雇用を内容とする答申がされたものだと思ひます。言つてみれば、労働者派遣法のたび重なる改正の歴史の中で、初の規制強化に踏み出したものと言えるのではないのでしょうか。

そこで、公労使の意見をまとめた会長として、改めて、この答申の意義、ねらいについて伺いたいと思ひます。

○諏訪参考人 労働政策審議会の会長の諏訪でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの御質問にありました点でございますが、言うまでもなく、労働者派遣法は非常に重要な法律でございます。派遣労働者の保護という問題につきまして、労働市場全体の中の需給調整のバランスをとりながら、最適の方向を探つてきているところでございます。

そのような意味では、今回の法改正のたき台になりました。基礎となりました私どもの答申におきましては、できるだけ新たな方向に向けまして、さまざまな考慮をしたわけでございます。

とりわけ、厳しい雇用情勢のもとにおきまして、派遣労働者の雇用の確保という問題あるいは保護という問題に向けまして、今委員の御質問の中にもありましたとおり、製造業派遣あるいは登録型派遣に関する見直しの問題、また、非常に重要なこういう三者間の労働関係におきまして違法な派遣があつた場合のみなしの問題、あるいは派遣先の労働者との間の処遇の均衡等々、新たな提案をしたところでございます。

したがいまして、このような法案が今回皆様の場において議論されておりますことに関しましては、ぜひ、これの速やかな成立に向けてお願ひをしたいと思いますというふうに思つておるところでございます。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

日本共産党としては、政府案は、やはり、原則禁止といひながら例外が非常に多い、そこでほとんどが実は派遣のまま残されるじゃないかという

ことを指摘してきました。しかし、その上でも、今までにない規制強化に踏み出したということは事実だと思ふんですね。ただ、歴代大臣は、公労使三者のぎりぎりの合意でまとめられたものというので、これまで議論の中で理解を求めてきた、そういう経緯がございました。

また、昨年四月には、閣議決定された法案が事前面接の解禁を削除したこと、諏訪会長名により意見書が出されました。本審議会の答申が、公労使三者により真摯な議論を重ね、ぎりぎりの調整を行った結果であることにかんがみれば遺憾であるとして、労働政策審議会の意見を尊重するよう強く求めるというもので、大変異例のものだと思います。長妻元大臣は、二度とこのようなことがないよう陳謝をしたわけであります。

私は、このとき、もちろん事前面接の解禁を削除したことに賛成でありましたし、労政審の答申から一歩も出られないというのは国会の意図がないうし、三者の意見を反映させるというILO原則も、そこまで縛ったものではないと思っております。

しかし、今回の三党の修正案につきましては、そういうレベルではない。つまりは、答申の骨格部分を削除してしまつて、全く別のものにしてしまつたわけであります。

ですから、ぎりぎりの合意ということが繰り返されてきたこの間の経過に照らして、これは労政審としてどのように思うのか、率直な感想を会長から伺いたいと思います。

○諏訪参考人 委員御指摘のとおり、労政審は、三者構成におきまして、非常に厳しい議論の対立を乗り越えながらできるだけの合意を確保していく、こういう紆余曲折を経ながら最終的な考え方に至つていくわけでございます。そういうわけがありますので、こうした労政審の出しました見解につきましては、できるだけ尊重していただきたいというふうに考えているところでございます。しかしながら、この間いろいろな状況の変化等もございましたし、また、国会という場におきま

して最終的に法案等を決定していくということでは、これは当然の、国の機構、仕組みでございますので、我々としては、この労政審の考え方、ぎりぎりといった最後の調整というものに御決断をいただきたいというふうに常日ごろ思っているところでございます。

その点では、今回の政府が提出しました法案というものは、基本的に労政審の考え方の上に立つておりますし、また、これまで現行法の中にはなかったようなさまざまな新たな規定を盛り込んでおりますので、そのような意味からしますと、一部分におきまして異なつたところがあるかとも思いますが、それでも、できるだけ速やかな成立をお願いしたいというふうに思っております。

○高橋(千)委員 恐れ入ります。今質問させていただいたのは、その上で自公民の修正案が出されております。そして、登録型派遣、製造業派遣の原則禁止という部分が一切削除されてしまいました。ですから、こは、やはり骨格部分に触れるものではないかと。

もちろん、国会というものが尊重されるという御趣旨だつたかと思ふんですけれども、それにしても余りにも逸脱をしていると私は率直に思ふわけです。そのことについてもコメントをいただけたら、お願いします。

○諏訪参考人 今の委員からの御指摘でございますが、私といたしましては、確かに、そのような部分的な、あるいは非常に重要な部分に関する修正等があり得ようかとは思いますが、他方で、先ほど委員も御指摘になられたような、みなしの、違法の派遣に対する雇用労働契約の申し込みのみなしといったような新たなこういう規定ですとか、さまざまな部分で、そういう派遣労働者の保護という部分にしましては基本骨格が大きく変わつてはいない、その意味では現行法から前に一歩出たというふうには思っておりますので、そのような理解でおります。

○高橋(千)委員 現行法から一歩出たという答弁

でございました。私は、逆に、もしそうであるならば、これまでの国会の議論が余りにも縛られ過ぎていたと率直に言わなければなりません。ぎりぎりの合意なんだから認めてほしいとずうと答弁し続けました、本会議でもこの委員会でも、そうじゃない。野党時代に民主党さんが出された修正案で民主党さんがその原案を出せばよかったんじゃないか、私は率直にそのことを指摘したいと思ひます。これは後で質問させていただきます。

もう一問、諏訪会長に質問しますけれども、派遣労働者の保護を目的とするという法案、この部分はそのまま引き継がれたわけであります。これにふさわしい法案だろうかということが、私は少し疑問があるわけですね。本日は、労政審の答申の中で、なお書きの部分、なお、使用者代表委員からこのような意見があつたという部分が幾つかありますよね。その上で、労働者代表意見である、派遣先責任の強化や派遣先・派遣先労働組合への通知事項の拡大、特定労働者派遣事業の届け出制から許可制へなどの意見があつたというこの部分は、その他の検討項目にされました。ですから、扱いが違ふんです。

建議のときは併論でありました、使用者意見、代表者意見。しかし、答申になりますと、使用者意見はなお書きに出てくるんですが、労働者意見はその他の検討項目と、ちよつと一ランク下がるのかなと、そういう印象を受けたわけですね。野党時代の民主党を初め三党の修正案の先進的な部分が残念ながら見送られたものだったと思ひます。

しかし、検討と言つたわけですからね。そこで、伺いますけれども、今回の自公民さんの修正案は、製造業派遣、登録型派遣のあり方、このものを労政審で検討してくださいというふうになりました。その他の検討項目の上にさらに検討するものが出てきた。つまり、振り出しに戻つたような格好になるわけです。そうすると、私が期待している、労働者の保護に一番つながる派遣先責任の強化という問題が遠のくあというふう

な気がするんですけども、やはりそこはやっていくんだということで、その必要性についてどう認識されているか、伺いたいと思ひます。

○諏訪参考人 ただいま御質問の点につきまして、私は、今回の派遣法の改正案が成立しましたら、附則にもありますとおり、速やかに検討するということになっておりますので、速やかに検討すべきものだというふうに考えております。

これまでも、派遣先との関係につきましては、労働政策審議会では繰り返し繰り返し議論をしてまいりましたが、今回におきまして、時間との関係あるいはいろいろな各方面との調整ということで、なかなか最終的な結論に至ることができなかったわけでございます。そのような意味では、他の事項とあわせて、これは積み残された課題としてできるだけ速やかな議論をしていくべきものではないかと考えております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。速やかに検討ということがありましたので、ぜひこれを期待したいと思ひます。派遣法の骨格という最大の問題は、やはりこの間接雇用であり、派遣先の責任が明確でないということが今までのさまざまな問題を生み出してきたということで、ぜひこれを検討していただきたいと思ひます。

さて、そこで、先ほども言つてしまつたわけでありますけれども、岡本提出者に質問したいと思ひます。

今の会長の答弁の中で、これまでの、ぎりぎりの合意だと言つてきたことが、実はそこまで縛られる必要はなかつたんだと率直に言わなければならぬわけですね。そこで、政府答弁との整合性についてどう考えるか。また、本当であれば、野党時代に提出した三党の修正案を政権交代後にそのまま提出して成立させてもよかつたんじゃないでしょうか。それが政権交代の本当の意味だつたと思ひます。いかがですか。

○岡本(充)委員 今委員から御質問いただきました

たように、今回修正案として提出をいたしました内容をもって成立をした場合、確かに、おっしゃるとおり、第七十回国会に提出をした当時の野党時代の案とは異なるということになるわけでありますけれども、理念と目標を掲げつつ、やはり一歩一歩それに向かって進めていくということは重要であろうと思いますし、労働者の保護が必要だという観点においては、今回の三党の修正合意の中でも当然に含まれている、このように解釈をしております。

○高橋千一委員 整合性がどうかということにもほとんど触れられていなかったと思いますが、特にコメントがないということですね。

○岡本充委員 先ほどの、議論を縛っていたんじゃないかということであれば、決して国会の議論を縛るものがあるということではないと私は思っています。それは、いろいろな意味でそれぞれの御議論があつていいんだと思います。

ただ、政府として提出をした法案について、ぎりぎりの合意の上に成り立って政府が提出をした法案があつた、それに対してさまざまな御議論が国会であるというのは当然のことではないか。したがって、整合性という意味での国会の議論を縛ったわけではないという意味においては、私は合っているんじゃないかと思っています。

○高橋千一委員 改めて歴代大臣、総理の答弁を振り返って、ぎりぎりの合意ということが繰り返して、採決をしないで、徹底した審議をするべきだ、このことを言わなければならないと思います。さて、わざわざ派遣労働者の保護を名称に入れた改正案ですけれども、本修正案がその名にふさわしいでしょうか。与党提出者と大臣に同じ質問をします。

○岡本充委員 先ほど御答弁をさせていただきまして、今回、派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善、さらには違法派遣に対する迅速的確な対処といった項目が修正後も残っておりますので、当然これは労働者の保護につながる、この

ように考えております。

○小宮山国務大臣 やはり、題名に「派遣労働者の保護」ということを明記したという意味は、私はあると思っています。

具体的には、日雇い派遣の原則禁止、先ほどから議論になつていて違法派遣の場合のみなしの制度、そうしたような今までにない制度も盛り込まれておりますので、これは労働者の保護に向けた一歩だというふうに考えています。

○高橋千一委員 今お話しされた日雇い派遣の禁止も、平成二十年の自民党時代の法案に戻ってしまったわけであります。また、違法派遣のみなし雇用についても、今お話をされたわけですから、その違法の身がかなりなくなつちやうた。偽装請負と派遣期間の問題、そこは辛うじて残っている。

そういう中で、宝のみなし雇用が三年後になるという修正案でございすけれども、そうなつても効果があるとお感じですか。

○岡本充委員 三年の期間の理由というのは、もう既に先ほど田村提出者の方から御説明をさせていた、だいておりますので省きますけれども、周知をして現場にきちっと徹底させるということの必要性はあるというふうに私は考えておりますし、今回、さまざまな議論があつた中ではありますけれども、三年間と、こういう期間になつたというところでございす。

○高橋千一委員 今度は大臣に伺います。というのは、先ほどは自民党の提出者とのやりとりでしたので、どうもこの三年の意味が、みんなそれぞれ受け取りが違ふぞ、何か事実上なきものにするための準備期間なのかなというふうに伺つておりました。

でも、本来は、そうではないはずですが。私たちは猶予期間が長過ぎるということを指摘してきたわけですが、今、周知とおっしゃいました。

これは、政府原案が、当初、昨年議論したときに、製造業登録型派遣の原則禁止を言いがら三年ないし五年の猶予期間が設けられたことについ

て、これでは規制があつてないものにしちゃうというところで指摘をしたわけです。そのときに、例えば業界の方が、五年延長できる、そうならそのときは法律が変わつていくから、結果として、ないことと同じになる、そういう発言をしてることをこの場で紹介いたしました。そういう意味なんだということを指摘してきたんです。

でも、そのときの、例えば昨年の五月二十八日の本委員会での長妻元大臣の答弁を見ますと、猶予期間の中で違法派遣に対してきちんと監督体制を整えるのだ、私に対してそう長妻さんが答弁をしております。先ほどの柿澤委員の質問に対して、「猶予期間」というのが三年ないし五年あるというところで、その間、我々としては、そういう方が派遣のままで、派遣元から一年以上の雇用見込み、常時雇用というような形で雇っていたことを後押しすること述べています。

ですから、法案が決まつた以上、法案が通つて、たとえ猶予期間が三年あつたとしても、今後法定化されることがはつきりしているものを、あえて今やらないように周知を図っていく中で、今からは正をしていく、そういう取り組みがあつて当然だと思ひます。大臣、どのようにお考えですか。

○小宮山国務大臣 おっしゃる通りに、その三年間というのは周知を図る期間ですので、そういう意味では準備をしつかり進めたいと思ひていますし、その間にも、違法なものもしっかりと監督をしていきたい。

先ほど御議論が多少ございましたが、その間に、このみなし規定の制度を見直すというつもりはございません。

○高橋千一委員 みなし規定を見直すつもりはないという御答弁がございました。ですから、やはり、その趣旨がこの三年間の中で徹底されて、今はまだ規定が施行になつていないからいいんだというのではないような、そういう体制をきちっと整えていただきたいと思います。

さて、同じ昨年の議論で、しかし、みなし雇用

が適用されたとしても、それが、その人の形態が派遣先と変わるといふことになっていきますので、反復雇用を繰り返して、実質期間の定めのない雇用と同じように働いていた労働者でも、直近の労働契約が三カ月なら、結局、派遣先に雇用されても三カ月で終わつてしまふんじゃないか、こういう指摘をいたしました。しかし、これでは本当に意味がない。それに対して、長妻元大臣は、実質的なことも判断していくとおっしゃいました。これは、実質的なことというのは、まさしく、反復雇用を繰り返して、事実上期間の定めのない実態じゃないか、それを見ていくという意味だと思ひます。

小宮山大臣もそういう意味で対応してくださるのかどうか、確認をしたいと思います。

○小宮山国務大臣 長妻元大臣と同じ意味で対応したいと思います。

○高橋千一委員 ありがとうございます。確認をいたしました。

それでは、専門業務、二十六業務の見直しについてどのように考えているかということでありま

す。

これも先ほど来随分議論がありました。期間制限がなく、優先雇用申し込み義務さえなくなつてしまひました。ですから、私は、よほど限定的な、いわゆる競争力のあるような、そういう業種でなければだめだと思ひます。

これは、これまでの答弁は、もともと今の専門業務がそういう業務であるかのように答弁をしております。だから除外してもいいのだと言つています。それだと、この間指摘をされてきたように、ほかの派遣と変わらないような業務内容や賃金なのに、これが専門業務だと分類されたことによつて不安定な派遣の状態が永続的に続くことになり、みなしの対象にもならないわけなんです。これは絶対あつてはならない。

ですから、本当に、この専門業務というのはどういうことなのということを限定的に見なければ、今ある業務がそうであるということでは済ま

ないと思うんです。いかがでしょうか。

○小宮山國務大臣 専門二十六業務につきましては、いろいろな質疑の中でも御指摘をいただきまして、そうした点も踏まえて、労政審で見直しに向けて検討していきたいと思っています。

○高橋(千)委員 見直しに向けて検討はわかりましたけれども、今の考え方について、要するに、本場に競争力のあるところをなければ、そういうところが本場にどれだけあるのかなという気はするんです。

例えば、通訳さんといっても、いかにもこれは専門業務だなどといっても、現場からは、本場に大変な賃金になっているんだという指摘が寄せられました。まして、今、特区の議論の中で、規制緩和という議論などもされているわけです。ですから、そうしたことも、当たり前にスペシャリストだと決めてかからないで、実態をよく見ながらやっていったらいいと思うんです。

さつき、適正化プランで随分リストアップされたという話がありましたが、それは、私は、やり方も問題があると思うんですが、基本的には、本来であれば専門業務じゃない働き方をさせていたのに、これは指導が入るからやめてくれという企業が問題なんです。そのことをあまいまいにしてはならないと思います。そういう意味で、あり方について、もう一度お願いします。

○小宮山國務大臣 やはり、この二十六業務は、専門的であるということの位置づけの中で決められたものでございますので、それにふさわしくないものが入っているのはそれは困るわけですから、そういう意味で見直しをしつかりとしていきたい、そのように思っています。

○高橋(千)委員 お願いします。

今国会で派遣法成立を急ぐ背景に、先ほど少し議論が出ましたが、来年の国会で有期雇用法制の成立を目指すのが困難になるのではないかと、こういう指摘が新聞各紙でもう既にございます。

しかし、今やる派遣法が骨抜きになれば、それ

こそ十倍、二十倍とも言われる有期雇用労働者、この期待される法制にはなるはずがないわけですよ。既に、日本自動車工業会は、今回の派遣法の大規模修正をありがたく受けとめていると歓迎しながら、さらに、期間従業員など非正規社員の雇用条件についても弾力的な措置を講じてもらいたいと、もう早くも緩和を求めているわけです。大臣の認識を伺います。

○小宮山國務大臣 派遣法は派遣法で一步前進をさせなきゃいけないと思っていますし、おっしゃるように、非常に多くの方が働いていらつしやる有期労働法制も見直しをしていく必要があると思っています。

その雇用の実態というのは非常に多様ですけれども、やはり不安定さですとか待遇の格差ですとか職業能力の形成が不十分だというようなこともありますので、そうしたことは、しっかりと労働者が守られるようにしていかなければならないというふうに考えているところです。

昨年の十月から労働政策審議会で御議論をいただいてまいりましたが、なかなか、先ほど御指摘あったように、今、労使で考え方の隔たりがございます。何とか年内を目途に取りまとめていただきます。必要措置をしていきたい、そのように考えています。

○高橋(千)委員 だからこそ、派遣法の審議を今ここで中断して、もともと目指していた方向とは真逆の法案で終わりがたくない、このことを指摘したいと思います。

若干時間が余りましたけれども、この後討論がありますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○池田委員長 以上で原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○池田委員長 この際、本案に対し、高橋千鶴子さんから、日本共産党提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。高橋

千鶴子さん。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○高橋(千)委員 ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本共産党を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府提出法案は、派遣労働の行き過ぎた規制緩和の結果生じた日雇い派遣の問題や、二〇〇八年秋のリーマン・ショックを皮切りに横行した乱暴な派遣切りの問題などを踏まえ、派遣労働者の保護を図る目的から提出されましたが、一年七カ月余りにわたって審議されずに来しました。

その間、派遣労働を初めとする非正規雇用は、この一年で三四・六％から三五・三％に増加し、千七百二十九万人に上るなど、不安定な雇用が拡大し続けています。さらに、ことし三月に発生した東日本大震災では、震災を口実にした派遣切りや雇い止めが全国に広がっています。非正規雇用に対する規制を強化すること、中でも、不安定雇用の最たるものである派遣労働の一刻も早い規制強化が求められています。

日本共産党は、政府提出法案が製造業派遣、登録型派遣を原則禁止するとしながら例外を設けていることを初め、派遣労働者と派遣先の労働者との均等待遇の確保や、派遣先企業の団体交渉承諾義務など、労働者を守るために必要な規定を盛り込んでおらず、派遣先責任の強化も今後の検討事項とされていることなどの問題点や不十分さを改め、真に派遣労働者の保護に資するために必要な最低限の措置を講ずるため、この修正案を提出した次第であります。

以下、この修正案の主な内容について御説明申

し上げます。

第一に、大量の派遣切りの引き金を引いた物の製造の業務について、労働者派遣を全面的に禁止することとしております。

第二に、派遣労働者の雇用の安定を図るため、期間を定めずに雇用する労働者以外の労働者派遣を禁止し、それに伴い一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止することとしております。

第三に、日雇い派遣については、全面的に禁止することとしております。

第四に、いわゆる専門業務については、高度の専門的な知識、技術または経験を必要とし、交渉力のある業務に限定することとしております。

第五に、雇用申し込みなしについて、労働契約の期間については期間の定めのない労働契約の申し込みをしたものとみなすとともに、違法派遣であることを知らなかったという派遣先の言い逃れを許さないこととしております。

第六に、派遣労働者の賃金について派遣先の労働者の賃金水準との均等を図る均等待遇原則を盛り込むとともに、派遣先の雇用責任を強化するため、派遣労働者に対する福利厚生施設等の便宜の供与について差別的取り扱いを禁止し、派遣労働者の代表者との団体交渉を拒んではならないこととしております。

最後に、製造業派遣等の禁止については、公布の日から一年以内に施行するものとしております。

また、この法律の施行により派遣労働者が派遣先に就業できなくなる場合には、派遣先に雇い入れの努力義務を課しております。

以上が、この修正案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○池田委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○池田委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。高橋千鶴子さん。

○高橋二十委員 ただいま議題となりました政府提出の労働者派遣法の一部改正案と三党提出の修正案に反対の立場から討論します。

政府が提出した法案は、製造業務派遣、登録型派遣の原則禁止を言いながら、一方で多くの例外を認めるなど、極めて不十分な内容です。それでも、行き過ぎた規制緩和による派遣切りの横行を政府自身が認め、初めて派遣法を規制強化する方向へと踏み出したものでした。国会での十分な審議を通じて、真に派遣労働者の保護に資する法案へ抜本改正することこそ求められていたのです。

しかし、昨年四月に提出された本法案は、本会議と当委員会での質疑がわずかに行われたものの、首相の交代という政局の前に、審議が打ち切られていました。我が党は、徹底審議と、派遣労働で働く当事者の意見を聞くための参考人質疑の開催を繰り返し要求し、その立場から、法案の継続審議扱いにも賛成してきました。

ところが、法案は、この一年七カ月余りの間たなざらしにされた末、今国会の会期末直前になって、突然、民主、自民、公明の三党が合意したという修正案が提出されたのです。

その内容は、製造業務派遣や登録型派遣の原則禁止を削除し、日雇い派遣の規制を緩和する、違法派遣の場合の派遣先の雇用申し込みなし規定の施行を三年も先延ばしにするなど、政府案が不十分ながら派遣労働への規制を強化しようとした根幹部分を丸ごと取り除こうというものであり、重大な改悪修正です。

こうした内容が、大政党だけによる水面下の協議によって合意され、わずか三時間の審議で採決するなど、言語道断です。派遣法の抜本改正を願う多くの労働者の期待を裏切り、国会審議も不十分なまま何が何でも法案を通そうという、民主主義のルールを破壊するこの暴挙に、断固抗議する

ものです。

労働者の保護には極めて不十分な政府案と、それすら骨抜きにしようという修正案は、断じて認められません。

以上、反対討論とします。

○池田委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案の原案に賛成、民主、自民、公明提出の修正案に反対の立場から討論を行います。

二〇〇八年秋、リーマン・ショックを引き金に、製造業などで、大量の派遣労働者や請負労働者など非正規労働者の雇いどめが起きました。失業と同時に住居も失わざるを得ないという深刻な問題は、年越し派遣村という形で社会に提起されました。

そして、二〇〇九年の政権交代は、野方図に拡大する雇用の劣化を食い止め、貧困や格差社会から脱却し、人間らしい生き方を実現させたいという国民の期待によって実現いたしました。

政府案の重要な柱である登録型派遣の原則禁止、製造業務派遣の原則禁止、みなし雇用制度の導入は、政権交代の初心に基づいて、民主党、社民党、国民新党の連立政権下で提案し、派遣労働の規制強化を通じて、より安定的な働き方の実現を目指すために出されたものです。

しかし、本日、民主、自民、公明党によって提案された修正案は、登録型派遣と製造業務派遣の原則禁止を削除すること、日雇い派遣の原則禁止を一部の例外を除き原則容認すること、みなし雇用制度の法施行を三年後に先送りすること等、政府案を骨抜きにする内容です。修正案は、現在の不安定な雇用の現状を追認することになりかねません。政権交代に託された国民の期待を裏切る内容であり、修正を容認できません。

また、政府案は、一年半前に国会へ提出され、国民に示されたものです。長期間たなざらしにし

た上に、きちんとした説明、審議もないまま大幅な修正を行うことは、議会制民主主義をないがしろにするものにほかなりません。

規制強化の法改正が延びるにつれて、鳴りを潜めていた製造業派遣の求人者が再び急増しています。修正を求める方々の中には、東日本大震災や急激な円高など、派遣法改正案をつくった当時とは経済状況が違つたという意見がありますが、東日本大震災で真つ先に解雇されたのは、派遣労働者を含む多くの非正規労働者でした。さらに、国内の景気はなお低迷し、世界経済も欧州債務危機で、先行きは見えない状態にあります。だからこそ、雇用や生活の安定を保障するにふさわしい労働者派遣法の改正を行うべきです。

なお、共産党提出の修正案については、十分検討に値すると思いますが、時間的余裕がないため、今回は賛成しかねます。

働き方の質を向上させることが、日本社会の再生、東日本大震災からの復興への一歩であること、このことを強調し、私の討論といたします。

○池田委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 私は、みんなの党を代表して、労働者派遣法改正案の原案並びに民自公の三党派共同提出による修正案に反対の立場から討論を行います。

そもそも労働者派遣法の改正案は、現政権の発足時に民主、社民、国民新党で三党派合意して、最重要法案に位置づけてきた法案です。それを延々六国会にわたって継続審議にしてきたばかりか、ここしに入ってから継続審議にしていたら、きょうに至つております。

にもかかわらず、民自公による水面下の修正協議で、製造業派遣、登録型派遣、日雇い派遣の原則禁止というこの法案の目玉である部分を基本的に骨抜きにする修正案がまとまり、そして、きょう、提出即質疑、朝と夕の細切れの質疑三時間でそのままだ採決してしまおうというのは、本当に信じられないやり方であると思います。

修正案の中身にも賛成できかねます。

まず、製造業派遣、登録型派遣、日雇い派遣の原案における目玉の部分をとことん削除してしまひ、原案から大骨を抜いた結果、もともとの派遣法改正案の面影が全然残っていないものになってしまつています。これだけを見ても、法案の出直しに値するものと考えます。

しかも、修正案に残された労働契約申し込みなし制度は、これまでの専門二十六業務派遣適正化プランや、請負に関する三十七号告示に関する疑義応答集に基づく労働局の行政指導に見られるように、労働局の現場の指導官の裁量行政を助長するような運用が行われる可能性があり、派遣労働者の雇用の安定化どころか、ここまで見られた官製派遣切りを加速させるリスクがあるものです。

修正案提出者側にもこうした懸念があるからこそ労働契約申し込みなし制度の開始を三年後におくらせる修正が行われたのでしょうか、だとすれば、なおさら、一から出直した方がよいはずです。

派遣で搾取されている労働者の保護のためと言いつつ、結果として、派遣という働き方の選択肢を労働市場から追いやるような政策を続けてきたのが現政権のこの二年間の政策であったこと、誤つた思い込みに基づく政策を根本的に改めなければ当の派遣労働者のためにもならないと申し上げて、反対討論といたします。

なお、日本共産党提出の修正案は、私たちの考え方とは全く逆のベクトルのものであり、同じく、賛成できません。

以上であります。

○池田委員長 以上で討論は終局いたしました。

○池田委員長 これより採決に入ります。

第七十四回国会、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、高橋千鶴子さん提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、岡本充功君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○池田委員長 この際、本案に対し、和田隆志君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。古屋範子さん。

○古屋範子委員 私は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 登録型派遣の在り方、製造業務派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方について

は、本法施行後一年経過後をめぐり、東日本大震災による雇用状況、デフレ・円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就業機会の確保等も勘案して論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始すること。

二 いわゆる専門二十六業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。検討の結論が出るまでの間、期間制限違反の指導監督については、労働契約申込みなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧に、必要な限度においてのみ実施するよう改めること。

労働契約申込みなし規定の適用に当たっては、事業者及び労働者に対し、期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧にを行うこと。

三 いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧に実施するよう改めること。

労働契約申込みなし規定が適用される「偽装する意図を持つているケースを、具体的に明確化すること。併せて、事業者及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧にを行うとともに、労働者派遣と請負の区分基準を更に明確化すること。

四 労働契約申込みなし制度の創設に当たり、派遣労働者の就業機会が縮小することのないよう、周知と意見聴取を徹底するよう努めること。

五 派遣労働者に対する労働・社会保険適用を一層促進するため、現行の派遣元指針及び派遣先指針に記載されている労働・社会保険適用の促進策の法定化を含む抜本強化について検討すること。

六 優良な派遣元事業主が育成されるよう、法

令遵守の一層の徹底、派遣労働者の労働条件の改善等、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用も含めた適切な指導、助言等を行うこと。

七 派遣労働者の職業能力の開発を図るため、派遣元事業主は派遣労働者に対し教育訓練の機会を確保し、労働者派遣業界が派遣労働者の雇用の安定等に必要な職業能力開発に取り組み恒久的な仕組みを検討すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○池田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、小宮山厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小宮山厚生労働大臣。

○小宮山国務大臣 ただいま御決議いただいた附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して努力いたします。

○池田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○池田委員長 次回は、来る九日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十七分散会

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

目次中「就業条件の整備等」を「保護等」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第一条中「就業に関する条件の整備等」を「保護等」に改める。

第四条第一項第三号中「及び第三項」を、「第四項及び第五項」に改める。

第六条第四号中「当該取消し」を「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令」に改め、同条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五 第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合(当該法人が第一号又は第二号に規定する者である場合)

定する者に該当することとなつたことによる場合に限り、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が發生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの

六 第十四条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経

過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)

第六条に次の二号を加える。

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

第十條第五項中「第四号」の下に「から第七号まで」を加える。

第十四条第一項第一号中「第四号」の下に「から第七号まで」を加え、同項第二号中法律(二)の下に「第二十三條第三項、第二十三條の二及び」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第四十八條第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三條第三項又は第二十三條の二の規定に違反したとき。

第二十一條第一項中「(第四号)の下に」から第七号までを、「いずれかに該当するとき」の下に「又は第四十八條第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三條第三項若しくは第二十三條の二の規定に違反したとき」を加え、「同條第四号」を「第六條第四号から第七号までのいずれか」に改める。

第二十三條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第二十三條に次の一項を加える。

5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得

た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に關しあらかじめ関係者に対して知らせることが適當であるものとして厚生労働省令で定める事項に關し情報の提供を行わなければならない。

十九條の二において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に關する措置その他の労働者派遣契約に改め、同項第九号中「当該紹介予定派遣を」を「当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣」に改める。

第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十八條中「第三十一條」の下に「及び第四十條の六第一項第四号」を加える。

(派遣元事業主の關係派遣先に対する労働者派遣の制限)

第三章第一節中第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の經營を實質的に支配することが可能となる關係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の關係のある者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「關係派遣先」という。)に労働者派遣をするときは、關係派遣先への派遣割合(一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の關係派遣先に係る派遣就業(労働者派遣に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。)が百分の八十以下となるようにしなければならない。

第二十九條の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その者の都合による労働者派遣契約の解除に当たつては、当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業の機会の確保、労働者派遣をする事業主による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

第二十四條中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律を」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第三十條中「派遣元事業主」を「前二條に規定するもののほか、派遣元事業主」に、「及び能力を」を「能力及び経験」に改め、同條を第三十條の三とし、第三章第二節中同條の前に次の二條を加える。

第三章の章名中「就業条件の整備等」を「保護等」に改める。

(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第二十六條第一項第二号中「労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。))を「派遣就業に改め、同項第八号中「労働者派遣契約」を「派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六條の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二

一 期間を定めないうで雇用する派遣労働者と

して就業させることができるように就業の機会を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるよう雇用機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること。

二 当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあっては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

三 前二号に掲げるもののほか、有期雇用派遣労働者等を対象とした期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

(均衡を考慮した待遇の確保)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者)をいう。第四節を除き、以下同じ。に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるように配慮しなければならない。

第三十一条中「その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者(第四節

を除き、以下「派遣先」という。)」を「派遣先」に、「当該派遣労働者を「派遣労働者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(待遇に関する事項等の説明)

第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第三十四条の二 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者

二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する労働者であるか否かの別

第三十五条に次の一項を加える。

2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

第三十五条の二の次に次の二条を加える。

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、

労働者派遣により日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の九第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行ってはならない。

第三十六条中「第四号」を「第八号」に改め、同条第一号中「前条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3 派遣先は、第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように努めなければならない。

第四十条の二第二項第三号中「(昭和二十二年法律第四十九号)」を削る。

第四十条の四「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第四十条の五中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該同一の派遣労働者について第

三十五条の規定による期間を定めないで雇用する労働者である旨の通知を受けている場合は、この限りでない。

第四十条の五の次に次の四条を加える。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者(国(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))及び地方公共団体(特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))の機関を除く。以下この条において同じ。が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一 第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

二 第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

三 第四十条の二第二項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

四 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

2 前項の規定により労働契約の申込みをした

ものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。

3 第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

4 第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合(同項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)その他関係法令の規定に基づく採用

その他の適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する求めを行つた派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の八 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該派遣労働者の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に關し必要な助言、指導又は助言をすることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の助言をした場合において、その助言を受けた第四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の九 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者(雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。)に係る労働者派遣の役務の提供を受け

てはならない。

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣しようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十四条第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「第二十六条第一項」を「第二十三条の二」に改める。

第四十五条第一項から第四項まで、第八項、第九項、第十五項及び第十六項、第四十六条第一項、第三項、第六項、第十二項及び第十三項並びに第四十七条第一項及び第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十八条の見出しを「指導及び助言等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反した派遣元事業主に対し、第二項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に對

し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第四十九条第一項中「この法律」の下に「(第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。)」を加える。

第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣は」の下に「労働者派遣の役務の提供を受ける者が」を加え、「又は第四十条の五の規定に違反している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第四十三条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反しており、又は違反するおそれがある」と認めるときは、当該を「第四十条の五若しくは第四十条の九第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがある」と認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受けるに、「若しくは第四十条の二第一項を」「第四十条の二第二項若しくは第四十条の九第一項に、「雇用契約」を「労働契約」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十一条第二号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同条第三号中「第三十五条」を削り、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第三十五条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「業として行う」及び「次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項

並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業として政令で定めるものに係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣（次号、次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により当該業務に従事させる場合における当該業務を除く。）

第四十条第二項中「前項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十八条中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改める。

第三十五条第一項第二号を次のように改める。

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が常時雇用する労働者であるか否かの別（当該労働者が期間を定めないで雇用する労働者である場合にあつては、その旨）

第三十五条の四中「第四十条の九第一項」を「第四十条の十第一項」に改め、同条を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止）

第三十五条の三 派遣元事業主は、その常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつてその業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者について、就業形

態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合

二 第四十条の二第一項第三号又は第四号に掲げる業務について労働者派遣をする場合

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合

四 当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合

2 厚生労働大臣は、前項第一号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四十条の六第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十条の九の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第四十条の九を第四十条の十とし、第四十条の八の次に次の一条を加える。

（常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止）

第四十条の九 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、派遣元事業主が当該労働者派遣をしたならば第三十五条の三第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第四十九条の二第一項中「若しくは第四十条の九第一項」を「第四十条の九若しくは第四十条の十第一項」に改める。

附則第四項中「物の製造の業務（物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）」を「前条第一項第三号の政令で定める作業に係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣により当該業務に従事させる場合における当該業務に限る。）」に改め、「（以下「特定製造業務」という。）」を削る。

附則第五項を次のように改める。

5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三及び第四十条の九の規定は、労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させても当該労働者の雇用の安定に大きな支障が生じていなかったと認められる業務であつて、当該業務に従事する労働者の雇用の安定を図るために労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させることがやむを得ないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

附則に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第三条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「労働保険事務組合又はを」を「労働保険事務組合」に改め、「団体」の下に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律昭和六十年法律第八十八号。第四十八条第一項において「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主（以下「派遣先の事業主」という。）又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六條第十一項に規定する船員派遣（以下「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者」を加える。

第四十七条中「第三者」の下に「派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者を除く。」を加える。

第四十八条第一項中「事業場又はを」を「事業場」に改め、「事務所」の下に「労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場」を加える。

第五十一条中「事業主」の下に「派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受ける者」を加える。

第五十三条中「及び第三十五条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、「団体」の下に「派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者」を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第四条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「無料」を削り、同条第二項中「第三十三條第一項」を「第三十條第一項」に、「無料」を「業務」として、「有料」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四條第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二條の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十條第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十二條の三、第三十二條の四、第二項、第三十二條の八第一項、第三十二條の九第二項、第三十二條の十から第三十二條の十三まで、第三十三條の十五、第三十三條の十六、第三十三條の六から第三十四條まで、第四十八條から第四十八條の四まで、第五十一条及び第六十四條から第六十七條まで

は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。
第四十二条第四項中「無料」を「有料」に改め、
同条第五項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、
同条第六項中第二章第二節第二款の下に「第三十条」を加え、同項の表第六条第四号の項中「当該取消し」を「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令」に、「廃止を命じられた」を「命令の」に改め、同項の次に次のように加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(派遣労働者の雇用の安定)

第二条 政府は、この法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働者の雇用の安定を図るとともに、事業主の労働力の確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者(職業安定法昭和二十二年法律第一百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。)の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目的として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、

点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(附則第七条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。)の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行つてゐる者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(次条において「新労働者派遣法」という。)第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

当該シルバー人材センター（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）

第四十五条中「同法第四十二条第五項」との下に、「同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」とを加える。

(施行期日)

一 附則第九条の規定 公布の日
二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十

三條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(派遣労働者の雇用の安定)

第二条 政府は、この法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働者の雇用の安定を図るとともに、事業主の労働力の確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。）の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、

2 政府は、前項の規定を踏まえつつ、派遣労働

者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣先の責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（附則第七条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。）の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行っている者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置)

第五條 第一條の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条において「新労働者派遣法」という。）第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

(日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する経過措置)

第六條 新労働者派遣法第三十五条の三第一項、第三十五条の四及び第四十条の九の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 施行日において現に旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第二項(旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行つてゐるシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 前項のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合が、同項の期間において、第四條の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による有料の職業紹介事業の届出をしたときは、旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第三項(旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の八第一項の規定による廃止の届出をしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八條 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十三条第八号中「建設業務労働者就業機会確保契約」を「送出労働者の新たな就業の機会の確保、送出労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の建設業務労働者就業機会確保契約」に改める。

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号口、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を、「第三十九條及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三第一項
その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)に従事させても当該日雇労働者の適正な雇管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者

第三十六条
第六條第一号から第八号まで
建設労働法第三十二条第一号から第四号まで
同条第一項第一号又は第三号

第四十条の六第一項第四号
又は次節の規定により適用される法律の規定
若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法(第六章(第四十四条を除く。))の規定に限る。

第四十四条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。
第四十九条の二第一項
、第四十条の二第二項若しくは第四十條の九第一項
若しくは第四十條の二第二項

第十一條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。
第四十四条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並びに第五十四條」を、「第五十四條並びに附則第三項及び第六項」に改め、同条の表第四條第三項の項中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に改め、同表第三十四條第一項第二号、第三十九條及び第四十條の六第一項第四号の項中「第四十條の六第一項第四号」を「第四十條の六第一項第五号」に改め、同表第三十五條の三第一項の項中「第三十五條の三第一項」を「第三十五條の四第一項」に改め、同表第四十條の六第一項第一号の項中「又は第三号」を、「第三号又は第

四号に改め、同表第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十

条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

第四十九条の二 第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の九 十第一項	若しくは第四十条の九
----------------	---------------------------	------------

(港湾労働法の一部改正)

第十二条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十二条第四項中「第二十六条第一項第二号」を「第二十三条の二」に改める。

第二十三条中、「第二十六条第三項、第四十八

条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに「に改め、同条の表第二十五条の項中、「次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三條の二、次条第三項、第三十四條の二、第三十五條の三第二項、第三十五條の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八條、第三十一条、第四十九條第二項及び第五十五條から第五十七條までの項中、「第四十九條第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三 第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者	その雇用する日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。)
----------------	---	---

第二十三条の表第三十六條第六号の項の次に次のように加える。

第四十条の六 第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。) 第二号又は第三号
------------------	---------	---

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項

第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十八條第一項の項の次に次のように加える。

第四十九条第一 項	(第二十三條第三項及び第二十三條の二の規定を除く。)	(業務の範囲等に関する規定を除く。)
第四十九条の二 第一項	、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の五
、第四十条の二第一項若しくは第四十 条の九第一項		若しくは第四十条の二第一項

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八條第二項及び第三項並びに第五十四條の規定は」を「第三十五條の三第一項ただし書及び第二項、第三十五條の四第二項、第三十五條の五、第四十条の十、第四十八條第二項及び第三項、第五十四條並びに附則第五項及び第六項の規定は」に改め、同条の表第四條第三項の項中、「第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第二十五條の項中「第三十五條の三第二項、第三十五條の四、第四十条の九」を「第三

十五條の三第一項ただし書及び第二項、第三十五條の四第二項、第三十五條の五、第四十条の十」に、並びに第五十四條を「、第五十四條並びに附則第五項及び第六項に改め、同表第三十五條の三第一項の項中「第三十五條の三第一項」を「第三十五條の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中、「第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第四十条の六第一項第四号及び第四十一條第一号イの項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九條の二第一項の項を次のように改める。

第四十九條の二 第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の九 十第一項	若しくは第四十条の九
----------------	---------------------------	------------

(職業安定法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

- 一 職業安定法第四條第六項
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四條第一項第二号ハ及びリ
- 三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の十五第二項
- 四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年

- 政令第三百十九号)別表第一の五の表
- 五 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第十三條
- 六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の六十七の項
- 七 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百三十一号)第八條第一項
- 八 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第二十号の十一
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)別表第三十八号

十 労働時間等の設定の改善に関する特別措置
法平成四年法律第九十号)第七條第一項
十一 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九
十七号)第九條第一項第四号
十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制
等に関する法律(平成十一年法律第三十六
号)別表第四十八号
十三 公益通報者保護法(平成十六年法律第百
二十二号)第二條第一項第二号
十四 出入国管理及び難民認定法及び日本国と
の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者
等の出入国管理に関する特例法の一部を改正
する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)
附則第四十五條第五号
(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三
十五号)の一部を次のように改正する。
第三十四條の次に次の一條を加える。
(届出が有料職業紹介事業の許可とみなされ
る場合の当該届出の取扱い)
第三十四條の二 別表第一第八十一号の規定に
より職業安定法(昭和二十二年法律第百四十
一号)第三十條第一項(有料職業紹介事業の許
可)の有料の職業紹介事業の許可とみなされ
る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
(昭和四十六年法律第六十八号)第四十二條第
二項(業務等)の規定による届出については、
これを当該許可に係る申請とみなして、前章
及びこの章の規定を適用する。

別表第一第八十一号中

八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、
港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若し
くは建設業務労働者就業機会確保事業の許可

八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、
港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若し
くは建設業務労働者就業機会確保事業の許可
(注 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二條第二項
(業務等)の規定による届出が同条第三項の規定により職業
安定法第三十條第一項(有料職業紹介事業の許可)の規定に
よる許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職
業紹介事業の許可とみなす。

に改め、同号(一)中「昭和二

十二年法律第百四十一号)及び「有料職業紹介事業の許可」を削り、同号(二)中「労働者派遣事業の
適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運
営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

理由

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にか
んがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇
用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への
労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣

労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実
を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見
直しを行う必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣

労働者の就業条件の整備等に関する法律等の
一部を改正する法律案に対する修正案 岡本充
功(外二名提出)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十八條の改正規定を削る。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十五條の二の次に二條を加える改正規定のうち第三十五條の三第一項中「三月」を「三十日」に、「以外の業務については」を「について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き」に改め、第三十五條の四中「第四十條の九第一項」を「第四十條の六第一項」に改める。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十條の五の次に四條を加える改正規定中「四條を」を「二條を」に改め、第四十條の六から第四十條の八までを削り、第四十條の九を第四十條の六とする。

派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八條中「第三十一條」の下に「及び第四十條の六第一項第四号」を加える。

第三十五條の四中「第四十條の六第一項」を「第四十條の九第一項」に改める。

第四十條の六を第四十條の九とし、第四十條の五の次に次の三條を加える。

第四十條の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者(国(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))及び地方公共団体(特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))の機関を除く。以下この条において同じ。))が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に對し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一 第四條第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

二 第二十四條の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

三 第四十條の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

四 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結

し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

2 前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。

3 第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

4 第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合(同項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)、

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する求めを行つた派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の八 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができ。

2 厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができ。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができ。

項」を「第四十条の九第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第一条第二号中「公布の日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。))に、「超えない範囲内において政令で定める」を「経過した」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

3 政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。の在り方について、速やかに検討を行うものとする。

附則第五条中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。))を「施行日」に改める。

附則第六条中「第四十条の九」を「第四十条の六」に改める。

附則第十条のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十四条の改正規定中「第四十条の九」を「第四十条の六」に改める。

附則第十条のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定のうち「中」及び第三十九条を「第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項を削り、第三十五条の三第一項の項中「二月」を「三十日」に、「以外の業務については」を「について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き」に改め、第四十条の六第一項第一号の項及び第四十条の六第一項第四号の項を削る。

附則第十条のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十四条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える改正規定中「第四十条の九第一項」を「第四十条の六第一項」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第四十条の六」を「第四十条の九」に改め、同条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同条第三十六条の項の次に次のように加える。

第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号
第四十条の六第一項第四号	又は次節の規定により適用される法律の規定
	同条第一項第一号又は第三号
	若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法(第六章(第四十四条を除く。))の規定に限る。の規定

第四十四条の表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第二項」を「第四十条の九第一項」に改める。

正規定及び同条の表第二十五条の項の改正規定中「第四十条の九」を「第四十条の六」に改め、同条第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項の次に次の

ように加える改正規定中「二月」を「三十日」に、「以外の業務については」を「について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き」に改める。

附則第十二条中「港湾労働法第二十三条の表第三十六号第六号の項の次に次に加える改正規定を削る。」

附則第十二条のうち「港湾労働法第二十三条の表第四十一条第一号の項の改正規定及び同表第四十八号第一項の項の次に次に加える改正規定を削る。」

第四十条の六第一項各号

一 項第一号

同条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。)、第二号又は第三号

定のうち「第四十一条第一号の項中「第四十一条第一号イ」を第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表を削り、第四十九号の二第一項の項中「第四十条の九第一項」を第四十条の六第一項」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第四十条の六を、第四十条の九に改め、同条の表第三十六号第六号の項の次に次に加える。

第二十三条の表第四十一条第一号の項中

「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十九号の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

附則第十四条に次の一号を加える。

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)第二十五条第五項

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(高橋千鶴子君提出)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律目次の改正規定中「第二十九条の二」の下に「第四十七号の二」を「第四十七号の二の二」に

めに必要な措置について、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均等を図るように努めなければならない。

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十五号第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定及び同条に一項を加える改正規定を削る。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十五号の二の次に二条を加える改正規定のうち第三十五号の三第一項中「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については」を削り、「雇用する日雇労働者」の下に「日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。」を加え、同条第一項を削る。

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条に一項を加える改正規定を次のように改める。

第四十条第二項中「診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与」を「年次有給休暇の取得に対する協力」に改め、同条に次の二項を加える。

3 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対し、派遣労働者であることを理由として、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与について、差別的取扱いをしてはならない。

4 派遣先は、第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように努めなければならない。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条の二第一項第三号の改正規定中「第四十条の二第一項第三号」を「第四十条の二第一項第一号中「次のイ又はロに該当する」を「その業務を迅速かつ的確に遂行するために高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とし、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つと認められる」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号」に改める。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条の五の改正規定及び同条にただし書を加える改正規定中「改め、同条にただし書を加える」を「改める」に改め、同条にただし書を削る。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条の五の次に四条を加える改正規定のうち第四十条の六第一項中「労働条件」の下に「労働契約の期間を除く。」を、「とする」の下に「期間の定めのない」を加え、同項ただし書を削り、第四十条の七第一項中「同項ただし書に規定する場合を除く。」を削り、第四十条の九第二項中「第三十五号第一項」を「第三十五号」に改める。

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五号第一項から第四十六号まで、第八項、第九項、第十五項及び第十六項、第四十六号第一項、第三項、第六項、第十二項及び第十三項並びに第四十七号第一項及び第二項の改正規定の次に次のように加える。

第二類第七号 厚生労働委員会議録第六号 平成二十三年十二月七日

第三章第四節中第四十七条の二の次に次の一条を加える。

(労働組合法の適用に関する特例)

第四十七条の二の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受け

る者もまた、当該派遣労働者を雇用する使用者とみなして、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七條第二号の規定を適用する。

第二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四條第一項第三号の改正規定の前に次のように加える。

「第二節 事業の許可等」

目次中 第一款 一般労働者派遣事業(第五条―第十五条)

第二款 特定労働者派遣事業(第十六条―第二十二條)

許可等(第五条―第二十二條)に改める。

第二条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改め、「又は第十六條第一項の規定により届出書を提出した者(以下「特定派遣元事業主」という。)を削り、同号を同条第四号とする。

第二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四條第二項第三号の改正規定及び同号を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定を次のように改める。

第四条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四條第二項の改正規定中「の下に」及び第四号「を加える」を「を」前項第四号「に改める」に改める。

第二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十八條の改正規定の前に次のように加える。

「第二節 事業の許可等」を「第二節 労働者派遣事業の許可等」に改める。

「第一款 一般労働者派遣事業」を削る。

業を「労働者派遣事業」に改める。

第六條第四号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十一條第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ」及び「又は命令」を削り、同条第五号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十一條第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合(当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）」及び「又は命令」を削り、同条第六号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十一條第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令」及び「又は第二十一條の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出」を削り、同条第七号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十一條の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出」を削る。

第八條第一項及び第二項並びに第十條第二項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第十一條第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第

四項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改める。

第十三條第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第十四條第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改め、同条第二項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第十五條中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

「第二款 特定労働者派遣事業」を削る。

第十六條から第二十二條までを次のように改める。

第十六條から第二十二條まで 削除

第二十三條第一項中「一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。）」を「派遣元事業主」に改める。

第二十四條中「第二十三條第一項」を「第二條第四号」に改める。

第二十六條第四項中「又は第十六條第一項の規定により届出書を提出し」を削る。

第二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十八條の改正規定の次に次のように加える。

第三十條を削り、第三十條の二を第三十條とし、第三十條の三を第三十條の二とする。

第二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五條第一項第二号の改正規定を次のように改める。

第三十五條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する労働者であるか否かの別

第三十五條に次の一項を加える。

2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があ

つたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五條の二の次に一条を加える改正規定のうち第三十五條の三の見出し及び同条第一項中「常時雇用する」を「期間を定めないで雇用する」に改め、同項第一号中「次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつて」を削り、「ために」の下に「高度の」を加え、「若しくは」を「又は」に、「する業務又はその業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要がある」を「し、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つ」に改める。

第二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十條の六第一項第四号を同項第五号とする改正規定の前に次のように加える。

第四十條第四項中「第三十條の二」を「第三十條」に改める。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十條の九を第四十條の十とし、第四十條の八の次に一条を加える改正規定のうち「第四十條の九を」を「第四十條の九第二項中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同条を」に改め、第四十條の九の見出し中「常時雇用する」を「期間を定めないで雇用する」に改める。

第二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十九條の二第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十九條第二号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第四号中「又は第二十一條」を削る。

第六十條第一号を削り、同条第二号中「第二十二條又は」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第六十一條第一号中「申請書」を「申請書又

三五

「中」第三十五条の三「第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、を削り、附則第十一条を附則第十四条とする。

附則第十条のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十四条の改正規定中、「第三十五条の三第二項」を削る。

附則第十条のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項の次に次のように加える改正規定中第三十五条の三第一項の項を削り、附則第十条を附則第十三条とする。

附則第九条を附則第十二条とし、附則第八条を附則第十一条とし、附則第七条を附則第十条とし、附則第六条の次に次の三条を加える。

（一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次項、次条及び附則第九条において「第二条」による改正前の労働者派遣法という。）第五条第一項の許可（以下この項において「旧許可」という。）を受けている者は、同号に掲げる規定の施行の日に第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次項、次条及び附則第九条において「第二条」による改正後の労働者派遣法という。）第五条第一項の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者に係る許可の有効期間は、旧許可の有効期間の残存期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の労働者派遣法第五条第一項の許可の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日に第二条による改正後の労働者派遣法第五条第一項の許可の申請をした者とみなす。

（一般労働者派遣事業の許可証に関する経過措置）

（置）

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の労働者派遣法第八条第一項の規定により交付を受けている許可証は、第二条による改正後の労働者派遣法第八条第一項の規定により交付を受けた許可証とみなす。

（労働者派遣事業の許可の欠格事由等に関する経過措置）

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の労働者派遣法第六条第四号から第七号まで（第五条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のいずれかに該当している者に係る第二条による改正後の労働者派遣法第五条第一項の許可又は第五条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第五項の規定により届け出て行おうとする労働者派遣事業に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

2 附則第七条第一項の規定により第二条による改正後の労働者派遣法第五条第一項の許可を受けた者とみなされる者又は附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第五項の規定により届け出て労働者派遣事業を行つていない者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

附則に次の二条を加える。

第十九条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十一号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。
（住民基本台帳法の一部改正）

第二十号 住民基本台帳法の一部を次のように改

正する。
別表第一の六十七の項中、「第十六条第一項若しくは第十九条」を削る。